

平成28年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月9日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第73号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第74号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第75号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第76号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第77号 瑞穂市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第78号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第79号 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 議案第80号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第81号 平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第82号 平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第83号 平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第84号 平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第85号 瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 請願第2号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願
- 日程第16 発委第9号 議会基本条例推進特別委員会設置決議について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久

9番	庄田 昭人	10番	若井 千尋
11番	清水 治	12番	広瀬 武雄
13番	堀 武	14番	広瀬 時男
15番	若園 五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野 藤四郎	18番	藤橋 礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋 敏明	副市長	早瀬 俊一
教育長	加納 博明	政策企画監	藤井 忠直
企画部長	広瀬 充利	総務部長	梶浦 要
市民部長	伊藤 弘美	福祉部長	森 和之
都市整備部長	鹿野 政和	環境水道部長	広瀬 進一
巢南庁舎 管理部長	松野 英泰	会計管理者	宇野 清隆
教育次長	高田 敏朗	監査委員 事務局長	西村 陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬 照泰	書 記	日比野 丸利子
書 記	熊崎 響		

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

まずもって、おわび申し上げますが、傍聴にお見えの方に申し上げます。時間がおくれましたのは、全員協議会を開催しておりましたので、少し時間がずれましたことをおわび申し上げます。以上でございます。

それでは、会議を始めます。

日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

5件報告をいたします。

まず、2件について、議会事務局長より報告をいたします。

○議会事務局長（広瀬照泰君） 議長にかわりまして、2件報告いたします。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成28年10月分が実施されました。いずれも現金・預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。その他の項目につきましては、お手元に配付のとおりです。

2件目は、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、平成28年10月5日に図書館、10月26日、市民窓口課を対象に実施され、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたとの報告でした。その他の監査結果につきましては、お手元に配付のとおりでございます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で報告した件の資料は、事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

3件目は、「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願が12月2日に提出されたので、受理をいたしました。

4件目は、お手元に配付しましたとおり、12月7日、議会運営委員長から議会基本条例推進特別委員会設置決議についてが提出され、受理をいたしました。

この2件については、後ほど議題にしたいと思います。

最後に5件目は、お手元に配付しましたとおり、12月6日、若園五朗君から地方議会議員の

厚生年金への加入を求める意見書が提出され、受理をいたしました。この意見書については、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第73号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第73号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 改めまして、おはようございます。傍聴者の皆様、お待たせして済みませんでした。

議席番号16番 くまがいさちこです。

議案第73号について、質疑をいたします。

この中に、具体的には就学指導委員会というのを教育支援委員会に改めるというのがございます。ほかにもございますが、これについて質疑をいたします。

何のために名称が変わるのかということについて、議案の勉強会、グループ別の勉強会で御説明がございましたのは、共生教育というか、共生を目指すためという御説明がありまして、余りに漠然としていたものですから、ネット検索しましたら、このインクルーシブ教育というのが共生教育なんですね。日本語に訳すと包括教育、つまり障害者を排除しないで、原則普通の学校の普通学級で教育することを目指すことを理念としていると。これはそもそも2006年、10年前に国連が障害者の権利条約を採択したときに打ち出されたことの影響というよりも、日本はこれをまだ批准できないでいる、10年たっても。批准できない理由は、批准するためには、必要な国内制度を整備しなければならないのが整備できていないために批准できないと。その整備の流れの一環という解釈がよくわかりました。ネット検索しますと、実にたくさんのいろんな文科省初め、現職の学校の先生やら教育学者やら、いろんな方の立場の記事、意見、説明が読めました。

世界でやっていることですから、世界の動向をちょっとだけ触れますと、イタリアでは既に特別な支援学校と特別支援学級は全部廃止したとありました。イタリアというのは、精神病院もいち早く廃止したところですから、そういう流れかなと思いましたが。

さて、日本は批准できない状態ですから、今回、瑞穂市もその流れで条例改正する運びですが、こういう非常に感動的な理念を達成するための流れとしての条例改正なんです、原則障

害児、義務教育の小・中学生を普通学級で見ることが原則だというんですけれども、実際は特別支援学級または特別支援学校も用意しておくわけですね。イタリアは廃止しても、日本では、ほかの国、全部そうですが、用意しておいて、程度とか保護者の御理解のもとに適切などころに所属していただくということなんです、それはわかるんですが、しかしこの条例改正が本当に小さなことなんですけれども、その理念に向かって条例改正するわけですから、現状をどのように認識し、改善していくつもりか、教育委員会にお聞きしたいことが1点です。

それからもう1点は、保護者と現場の学校の先生方ですね。非常に直面するわけですね。健常児の親であっても、即ならないとしても、流れとしては障害児も教室にいていいと、普通学級にいてもいいと、原則ですから。親がどうしてもそこのほうがいいと言え、これは断れないということなんです。ですから、理解を求める必要がある。そして世界で一番忙しい先生たちは、なお御負担になるだろうと。しかも昨今のニュースでは、教員の数を大幅に減らしたいと国は言っているわけですね。そういうことで、保護者と現場の先生方にはどのような周知というか、説明・理解を求めることをしていくおつもりかと。2点、よろしいでしょうか、お聞きいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 皆さん、改めましておはようございます。

今、くまがい議員から御質問のあった2点について、お答えさせていただきたいと思います。

現状、今どのように認識しているのかということと、学校と保護者への周知はどうかという点でお答えさせていただきたいと思います。

まずもって、今回このように附属機関設置条例の一部を改正する条例を出させていただいたのは、そもそも平成24年7月にさかのぼります。そこからちょっと簡単に説明させてください。

当時、中教審のほうから、いわゆる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育の構築のために特別支援教育をきちっと推進してくださいということで提案がございました。若干くまがい議員さんは誤解されてみえるかなと思う部分はありますが、いわゆる就学基準に該当する障害のあるお子さんは特別支援学校に原則就学するという従来の仕組みを改めながら、障害の様子だとか、本人の教育的なニーズであるとか、あるいは保護者・本人の意見、さらには教育学的な、あるいは医学的な見地からの意見、学校のハードの面、いろんなことを総合して、そういった観点から就学先を決定しましょうということで、原則普通学級というわけでもないんです。そういった中できちっと決めていきましょうというふうに提案がなされたので、それをもとにしまして、学校教育法施行令が改正をされました。それが平成25年9月1日付で出ております。

それを受けて、県の教育委員会のほうもいろいろと協議をしまして、平成27年に県のほうでは全体的に目指す方向として、そういった名称の使い方も変えていましょうということで、

今回瑞穂市も名称を変えてということになったわけでございます。

ただ、名称を変えるだけでいいかということですが、実際は市内の現状は、先ほどのようなインクルーシブ教育、いわゆるどの子も一律に、あなたは特別支援学校ねという決定ではなく、保護者の意見も聞きつつ、学校の状況もあわせて総合的に判断をしております。そういった会議を行っております、非常にたくさんのお子さんが該当する状況が今ございます。そういった今回の委員の中には、大学の先生とか医者の方とか、いろんな方にも来ていただいて、意見をいただいております。そういうことで、市内の様子については、この考え方に基づいて行わせていただいておりますという答弁をさせていただきます。

2つ目に、保護者等あるいは学校にどう周知するのかということですが、公に全部一律に御説明する必要はないかと思っております。該当するお子さんをお持ちの保護者の方には、そのときにきちっと説明させていただいて、その上でどうでしょうかという御意見を伺うと。それをもって周知するという形をとらせていただいておりますし、学校の職員も完全ではまだないですけど、特別支援教育というものはこういう方向で今進んでいるということは、いろんな研修の機会を通して指導させていただいておりますので、職員のほうの認識も高まりつつあると思っております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 16番 くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） このインクルーシブまたはインクルージョンというんだそうですが、日本語に訳すと包括教育の基本は、できるだけともに学ぶということと、もう1つ、障害者理解を推進するという2つです。

ということから、保護者にまず理解、納得してもらおうと。しない親が随分いると聞いています。とともに、そういう流れにこれからゆっくりではあっても、日本もなっていくわけですから、行く行くは該当者の保護者だけではなく、市民全般というか、地域全般の人に理解してもらわないと、障害ということは非常に多様ですね。今、発達障害はここ何年かで1.5倍にふえているというふうに言われています。発達障害の障害というのは、健常者では理解できないような症状というか障害がございますので、これを理解していればトラブルが減らせるし、思いやりも持てるということですから、即座にとは申しませんが、教育委員会も課題が物すごいあると承知しておりますので、ですが、行く行くはやっぱり発達障害についてという講演会なり講座とかをすとか、一般の地域の人に理解してもらおうということが非常に私は必要だということをやうと考えています。地域で人間関係がスムーズにいくためというか、これは障害者のためでもあり、健常者がその障害の一部を背負うと、理解をして。思いやりを持って接すると、そういう共生の社会をつくるためにもそれが必要だというふうに思っております。実際に書いてありますね、こういうことが。

そのためにも、行く行くはでいいですので、余り遅過ぎてはあれですけど、一般の方へも徐々に周知の方向を考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今の御質問についてでございますが、この4月1日から障害者差別解消法も施行されました。このことについて、やはり障害を抱える方本人だけではなく、周りの方々の御理解も必要なことも多分でございます。あるいは、人を人として大切にしていくという、いわゆる人権教育の考え方も私は大切なことだと思っております。そういった観点から、特に特定の障害だけに絞り込んだものではなく、人を大切にしていくという観点で学校教育の中で、あるいは生涯学習の中で進めていけることを教育委員会としては、今後講座を設けるとか、職員の研修を行うとかいう形で進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第74号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第74号 瑞穂市印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第75号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第75号 瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

今議会には、議員や特別職三役や職員の報酬、給与の値上げというのが3本、議案でございます。その第1番目が、議案第75号、瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員、三役ですね、の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

お聞きしたいんですが、これが可決されますと、年間それぞれ、足し算すれば総額になるわけですが、幾ら税金をこれに使うことになるか。アップ分だけで結構ですので、教えていただきたいと思います。

以下、76号と85号もそうだと思うんですが、76号はよろしいんですが、85号ですね。あとちょっとお聞きしたいと。通告してございますが、今は75号だけで結構ですので、総額幾ら今までに比べるとたくさんの税金を使うことになるのか教えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまのくまがい議員の御質問にお答えいたします。

議員全員の年間総額がどのくらい上がるのかという御質問かと思えます。おおむね876万円ほどということと、三役のほうも186万円ほどということで、合わせて1,062万円ほどという金額で御答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議長さんから許可をいただきましたので、議案第75号瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

この議案の提出理由は、市議会議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について瑞穂市特別職報酬等審議会の答申に基づきということであります。この内容については、議長が3万5,000円から議員が2万8,000円、それから市長が84万から86万の2万円の引き上げ、副市長にあっては4万円の引き上げ、教育長は5万円引き上げるというふうに報酬審議会から答申がありました。この議会にこれを提案されておりますが、まず市長の見解をお聞かせしてもらいたいというふうに思います。あとについては、議席からいたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） それでは、答弁させていただきます。

あくまでも答申に基づきまして、報酬審議会会長のほうから答申がございました。そのことに基づきまして、議案としてこちらのほうに提出させていただきました。そういう状況でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今の市長の答弁ですと、答申に基づきそのまま出してきたということですね。要は、平成28年10月3日に審議会から答申があったわけですがけれども、要は審議会に対しては、報酬等についての意見を聞くというだけで、最終判断は市長がされるんですが、何も特段異議がなかったと、答申のままでこの議案を提出したというふうでいいですか、まず。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、報酬等審議会のほうの位置づけということをちょっと御説明させていただきますと、以前にも御報告申し上げましたとおり、報酬等審議会というものは、一番いい例で申し上げますと、選挙管理委員会と同じように全く独立した組織でございます。ということは、やはりそれだけ独立して、その委員会でしっかりとした議論をすることが一番の基本でございます。ですから、答申がございまして、その中でなおかつ意見書もついておりますということで、私どもに報告がございました。当然私のほうは意見書も受け取りました。それが完璧なる報酬等審議会の答申だということで理解して、その意見書も添えた状態のままで受け取るということで私は御返事申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 答申から言われたそのままで出たわけですけど、何も考えなかったと。

私が思うには、ここの近くの近隣町ですと、例えば関市とか高山市、それから羽島市もそうですけれども、まず1点は、退職金の話がありますね。ここの市長については、退職金がなしになっておるんですよね。さらにこの11月の暮れに羽島の議会でも市長初め三役の報酬を下げてるんですよね。そして、羽島市の市長の話をお聞きすると、退職金ゼロにして、給料を下げて、報酬を下げて、その分を保健師とか社会福祉士、市のそういった人に還元するというか、そういうところへお金を使ってもらおうという心温まることをやっているんですよね。

今回の答申を見ていると、市長の給料からとにかく三役は上がります。これは、私が見て他市町の首長より非常に高額であるというふうに思います。けれども、この議案は、何もかも含めてありますので、例えば議員の場合、議員は他市町より低いことは答申でも言っていますし、ある基準をとれば、瑞穂市の議員の報酬は少ないというふうに思います。この報酬等に関

する議案というのは、さっきも演壇で言いましたけど「及び」と、そこは強く言いましたね。何々にひっかけて、一緒に議案を出してきたと。非常に執行部に対して私は疑念を抱きます。

ちょっと古い資料を持ってきましたけれども、平成24年でしたかね。第4回の瑞穂市市議会定例議会の中の提出議案を見ます。このときには、議案第80号瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、これは市長、副市長の給料のことを言っていますね。81号は、瑞穂市教育長の給与その他勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、これについては教育長の給料、議案第82号については、瑞穂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例ということで、これは議会議員の報酬を言っています。なぜ、こういったものを今回一括で出してきたかと、この考えを執行部に求めます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えいたします。

今のお話で、平成24年にはそれぞれ分けて出してきたということでございます。今回については、瑞穂市の特別職報酬等審議会ですら十分審議されまして、その答申に基づくものの議案、条例改正ということでございまして、今回の議会議員の報酬だけでなく、今までの条例改正につきましても、昔はそれぞれ条例ごと改正をしていたこともございましたが、その流れから、目的とか趣旨とか、1つの同じ項目で同じ理由で改正する場合は、及びとかあるいは何々等ということで、条例を一本化して条例立てして改正をするように心がけております。そういった流れの中で、今回は1本ということで出させていただきました。過去にはそれぞれ分けて出していましたので、そういったことも十分検討したわけですが、そういった流れの中で1本とする条例案ということで出させていただきました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） それは企画部長のお答えですけれども、副市長、こういった議案の出し方は正当でしょうかね。やはり、個別に検討していく場合に、ひっくるめてやっていると、なかなか審議ができないんですよ、一件一件やっていかんと。再度聞きますけど、なぜ1本にして出したのか、前回はなぜ分けてやったのか。そこを詳しく説明願います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

ただいまの御質問でございまして、今、企画部長が答弁したとおりでございまして、こうした議案につきましては、例規審査委員会というところで十分審議をしております。今言われたように、こうした今回は2つの条例を1つということでございまして、今議員がおっしゃるとおりに、別々に出すというのでもございまして、こうして一緒に出すということもございまして、そうした中で十分議論してということで、私のほうもお願いをしておったわけござい

ますが、例規審査委員会の中では、ずっとこのところできる限りまとめてということであるのでということで、特に他意はないということで聞いております。

また、中身につきましては確かに1本の条例ではございますけれども、いろいろ慎重に御審議をいただいて、また御検討をいただければと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 審議会から出ておる答申の中を見ますと、三役については、他市町よりこれは少し金額が高いというふうに思います。そして、議員については低いというふうに思います。答申をそのまま執行部は出してきたんですけれども、副市長としては、三役等の報酬、あるいは議員の報酬について、どのようなお考えであるのか。答申イコールそのままですか。その見解をちょっとお聞きしたいと思っておりますけど。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 実を言いますと、まず議会の議員さんにおかれては、定数が減っていると。定数と報酬はまた別の問題と私は思っておりますし、政務調査費についても別の問題だと思っておりますけれども、そうした中で答申をとということで考えております。

また、特別職、常勤の三役につきましては、確かにリーマンショックがあつて、その後条例で落としておると。そうしたものをもとの数字へ戻すんだよという議論はいただいておりますけれども、確かに今言われるように、他の市町に比べると、議員さんの順位や何かから比べると、ちょっと三役は高いと思っております。私どもも、いろんなものが高くなる中で、ぜひ教育長さんも同じですし、私も同じですし、市長さんも同じだと思っておりますが、据え置いてもいいんではないかという議論もあったわけですが、答申があるということも踏まえて、今回の提案ということになっております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 参考に申しますと、羽島市の市長の給与は、1期目は82万8,000円から60万7,200円になっておるんですね。2期目は、88万円の報酬に対して68万1,400円になっておる。下げられるんですよ。それは、市長の考えは行財政改革をしなあかんということをやっているんですよ。瑞穂市も僕は当然だと思うんですね。それを考えたときに、私はその三役の報酬を下げるべきだというふうに思います。そういった判断をするには、この1本でまとめられた議案ですとできないんですよ。議員は他市町に比べて低いですから、これは上げてもいいというふうに私は思いますけれども、常勤の三役は他市町より高い。これが1本の議案になっていますから、非常に難しいんですよ。ですから、議案を別々に提出する。これが通常ではないかというふうに思いますけれども、今回、そこら辺を考えられて、この議会中にそういつ

たふうで提出される考えはあるのか。どうでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今の件につきましても、またこの議会の期間中に皆さんの御意見をいただいて、また決定をしていきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） おはようございます。議席番号4番 鳥居佳史です。

議案第75号について質問します。

そもそもこの特別職審議会に市長が諮問をしたわけですから。今の状況、松野議員が言いましたように、他市ではそういう状況ですけれども、日本全国においても平均給与は下がっています。そして、生活に苦しい人がふえています。そういう中であえて市長がこの諮問をした理由をお聞かせください。あとは自席にて質問させていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 御質問にお答えいたします。

前回までの議員さんのときに、同じようなことがやはりございました。そのときに、やはりこれから、特に市議会、地方議会において余りにも給与が安いから、若い方が育たないんじゃないかと。立候補して当選しても生活がしていけない。そんなような状態で、果たして本当に地方の議員がやっていけるだろうか。それと同時に生の声が出せるだろうかというようなことが、以前の議会の構成の中で論議されました。やはりそのことがずうっと私の頭の中にありまして、そして今回、選挙で定数が減ったという中で、選挙がとり行われまして、せめて開いていただいて議論するだけの価値はあるんじゃないかなと思った次第でございます。そのお答えがどういうふうになるかならないかは、私が口を出せる部分じゃございませんので、ただし、やはり定数が1人減ったというところと、それと同時に若い方々がこれから立候補できるように、また議員さんになっていただけるように、やはりそういったことは多少なりとも私の中で考えがあったつもりでございます。そういったことがひとつお願いいたしますということで、その構成、また委員会の募集、公募の方も含めまして、そういったことをとり行った次第でございます。

ただし、委員長が決まりましたからは、何一つ口も出しておりませんし、私自身が口を出すべき場所でもないということは、私、しっかりと心得ておりますし、私のほうからこういったふうにしてほしいとか、そういったことの誘導的なことも一切しておりません。全く独立した委員会でございますということで、私もそれは認識しておりますので、そのようなお答えとさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 議員はわかりました。三役についてはなぜですか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） これは、私自身も余り知らなかったんですが、やはりこれはひっついていたというところで、確かにこれは先ほどの議案の部分もあるかもしれませんが、私も本当にあれっと思った部分はございます。ただし、やはり同じにひっつけていく、そういったものの形があるということで、前回の議会のときも議案として分けられたかもしれませんが、同じようにこれはとり行われたと思いますので、そういうものだと認識しておりました。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） あれっということはどういうことですか。先ほど、松野議員が答申に対して市長は何もコメントせずそのまま上げた、けど今あれっと思った。あれについて、じゃあ弁解するならしてください。

○市長（棚橋敏明君） 諮問の種類ですね。その中に三役も入っていましたので、それは答申じゃないですよ。一番最初の諮問の中に2行目に特別職ということもありましたから、ああ一緒に議論はされるんだなということは感じました。そのときにへっと思っただけでございます。私は議員だけでもということは思っておりましたが、そういった科目がございましたので、そのときに思っただけのことでございます。ただし、それに対して、委員会は委員会なりにしっかりとした御意見を、2行に分かれているわけですから、出してお越しになられればいいわけでございますし、なおかつ今度答申のほうでございますが、答申のときにははっきりと意見書もつけてきておられますので、そのままお受けいたした次第でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） であれば、最初から議員だけの歳費について諮問するというふうにするべきです。なぜしなかったんですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えいたします。

瑞穂市の特別職報酬審の審議会の所掌事務には議会の議員報酬の額と、そして市長、副市長及び教育長の給与に関するものということでございまして、その所掌事務に基づきまして今回諮問し、また答申を受けたわけでございますが、なぜ市長さん、副市長さん、教育長さんというところにありましては、先ほど議員さんにありましては議員定数が1名減となったと理由もありましてというお話があったわけでございますが、三役につきましても、教育長さんにあら

れましては新たな新教育長ということで、4月1日からそういった形でスタートしておりますので、そういった意味で今までとは違うということがございますので、両方の所掌事務に基づき両方とも意見を聞いたものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） そもそも諮問するときには明確に諮問しなければ、答えるほうも明確に答えが出てこない。当然ですよ。ですから、市長は議員の歳費について検討してくれと。幾ら報酬特別職審議会でも両方含めてというのがあっても、諮問する内容を明確にすればそれで終わるんですよ。その件について検討いただけるわけですから。ですから、今の答弁については、そもそも市長は明確に諮問の内容を指摘してないということからこういうことが起きているのかなと思います。

そして、松野議員もおっしゃるように、これは分けて考えないとなかなか、結論は出ますけれども、議員についても、それから市長についても、そもそも市民がそれぞれよくやってくれているから、それが適当かなという金額というのが、その部分が一番大事ですね。ということは、ここで諮問で書いてあります。まず、審議に当たって本市の市政及び財政状況などを勘案しながら、財政状況をどこまで勘案したのか。決して今瑞穂市は財政的に余裕があるところではない。そういう財政状況を十分検討されていたかどうかという部分での、この審議過程の報告がないので残念です。そして、職務内容、活動状況の部分、どこまで検討されているかどうかというの、私がいただいております中には書いてないです。

そして、一番私が気になったところは、市長のところ。市政の牽引役を担う市長については、市政の牽引役を担っているかどうか、この点について私は甚だ疑問です。そういう意味で、そもそも最初に言いましたように、諮問をもう一度し直すと。議員歳費についての検討ということで、改めて諮問をするというお考えは市長はありませんか。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） この後、委員会のほうで付託されますので、その中で慎重審議していただきまして、そのことにつきまして私たちは従うということでいかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

まず、最初に市長の見解ということに関しましてお伺いしたいというふうに思います。

市長選挙が昨年ございましたけれども、4月にありましたね。そのときに、市長の公約というのは、議員のことじゃなくて、自分の歳費の問題について、どのような公約をされておった

のか、またされていなかったのか、その点をまず最初にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 公約について、その中にありまして、市長の歳費には一切触れてもおりません。そういった状況でございます。上げてほしいとか、そういったことも別に希望的にそんなにあるわけではございません。これははっきり申し上げておきます。

それで、先ほど鳥居議員さんのお話にもお答えしたとおり、この後委員会のほうで御審議いただきまして、その上の決定に率直に従わせていただきますし、それと同時に私もそこに対してこういうふうにしてほしいという要望を述べるつもりもございませんので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 特段、公約はしていないということだと思いますけれども、私は市長の給与の問題については、やっぱり選挙できちっと公約して、なぜ公約が必要かといいますと、市民の皆さんの理解、納得をきちっと得て、そして皆さんの納得の上で当選をして歳費を上げるというようなことがやっぱり筋だというふうに思います。そういう点で今回のやり方は、私はこれはいかんと率直に申し上げたいというふうに思います。

そこで、次にお伺いしたいんですけれども、この答申の中に、こういうふうに最後のところで、終わりと4番のところがありますけれども、本市議会の開催については、前回から続けて議員選挙後に諮問が行われているが、議員選挙1年前までに報酬月額を審議できるような改正が望ましいというふうに答申で述べられておりますけれども、これはもう少し具体的にどのようなことなのか、ちょっと御説明をいただきたいと思っておりますけど。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの小川議員の議員選挙1年前までに報酬月額を審議できるように開催できることが望ましいと考えるということについての御質問ですが、今回だけでなく過去もそうだったんですが、選挙が終わった後に諮問をしているというのが続いております。そういった中で、要は議員さんの選挙をやるときの議員さんの給料は決まっています、それを知ってみえて選挙に出てみえるんじゃないかということ意見を中ではわかってみえることだから、そうじゃなしに先に議論して、その給料が明確になってから、選挙をするようなサイクルのほうがいいんじゃないかと。要は議員になってから給料を上げにいくと、自分が受かってから自分で上げにいくといいますか、自分で上げるわけではないですが、それをお認めになって上がっていくということになるので、そうじゃなしに、まず立候補する時点で、その1年前までにというのは、そういった意味で議論を先にして、それから選挙があったほうがいいんじゃないかということで、望ましいということで、御意見をいただいたところでございます。以上

でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、御説明をいただきましたけれども、最初に市長が選挙では公約をこの点ではしておられんということでありましたので、私ここでちょっと見解をお聞きしたいと思えますけれども、議員の場合はそうだけれども、市長の場合はどうなんですか。どのようにお考えかと。これ議員のことをお聞きしたんだけど、答申でも議員のことが書かれておりますが、市長も私は同じではないかと思えますが、なぜこれ市長のことを言っていないのかなど、その見解をちょっとお聞きしたいんですが。同じことでしょう。なぜ市長は言っていないのかと。議員のことは言っておるけど、市長のことを言っていない理由は何かと、その見解をお聞きしたい。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 答申を受けた身ですので、私のほうからどうこうということはお答えできませんけど、最後に掲げられておりますように、終わりの部分で審議会の委員さんたちが、議員さんにあってはそういった審議する場を設けて、要は議員定数が例えば今回はたまたま先に1名減になって、それからこういうことになったわけですが、意見の中には、審議する委員さんは言えませんが、そういった議員の定数も変わってくれば上がっていく理由にも当然なってくるというような議論もあったわけですが、私が思いますには、市長さんや副市長さんについては人数は1名ということが決まっておりますけど、議員さんについては議員の人数も変動があるところで、先に議論をして選挙に出ていただいたほうがいいのではないかとということで、今回の審議委員さんの御意見がまとまったことと解釈しております。議員さんのほうだけそういった意見があったということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 次にお伺いしたいと思いますけれども、私、この答申を読ませていただきました、3のところですけど、市長、副市長及び教育長の給与月額というところですけども、こういうくだりがあるのはちょっと気になるなと思うんですよね。読み上げますと、「議員報酬を引上げることから、県内他市の市長の給与月額平均に近づけるように引上げることとした」と言っているんですね。つまり、議員報酬を引き上げるので、この際引き上げますよと、こういうことをしましたよと、こういう答申になっておると私は思うんです。これは、本当にちょっとどういうものかと。全然これは議員報酬の問題と上げるでこの際上げましょと、これはいかようにもこの文章として私は理解できない、納得できない問題ですので、これはまたぜひその見解をお聞きしたいと思いますけれども、あわせてお聞きしたいというふうに思います。

これは、そこにも書いてあると思いますけど、「県内他市の市長の給料月額平均に近づけるように」となっていますよね。この他市の給与月額平均に近づけるようにしたいということですが、この根拠というのは、どういう根拠があってこういうことになるんですかね。また、その見解をお聞きしたい。最初に言いましたことはよろしいですので、2つ目に言ったことについて、答弁をお願いしたいというふうに思います。

私、資料が出されておりますので、見てみましても、21市の平均でいいますと、人口の割合で見てみますと、21市の平均は約8万3,000人ですね。ところが瑞穂市は約5万3,000、あるいは4,000と言ってもいいと思うんですよね。21市の平均の、それに対して64%、計算すると64%になるんですよね。ですから、私、ちょっと疑問なのは、今言いましたような平均に近づけるようにしたいという根拠というのは何なのかと。それについてどのようにお考えになって今回提案されておられるのかという見解をお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 今、小川議員が言われました内容でございますが、市長さんにあらまはしては、今21市の中で13位ということでございます。そんな中で、今回の答申幅2万円上がることによりまして、11位ということになるわけでございます。ここにも書いてありますように、市長さんにあっては日常の活動状況や市政運営の重要事項に対する対応などを勘案すると、今言った順位で13位というところで、平均以下であるということ、特に決して高い給料ではないという理解のもとで、今回少し上げてはどうかということをお委員さんの皆様が結論づけたということでございます。

そこに至るに当たりましては、県内の他市の市長の給料やら、あるいは類似団体など、資料を提供し、議論を重ねた結果、最終的にそういった形で少し上げてどうかということになりました。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私は先ほど人口の規模を言いましたけど、もう1つ資料が出ていますよね。標準財政規模というものもありますよね。それを見ても、平均に合わせないかんという議論はなかなか難しい。率直に思います。

次にお伺いしたいと思いますけれども、この議員報酬のところですけど、若者が市政に参画を目指すことができ、それを期待して議員の報酬を10%引き上げることが妥当というふうに述べておられるわけですけども、これ10%上げたら、若い議員さんがふえるのかと。どのようにお考えですか、それは。私はむしろ、本当に若い人に出てほしいということがあるのなら、例えば市長さんが私のお給料を減らすで、ぜひ出てくださいと。これなら、私は本当に粹に感じて、そこまで言われるんならやってみようという気になるけれども、けれども、市長が自分

の給料を上げておいて、若い人にも出てほしいと、それやと、どうも若い人の心に響かんのやないかなと思うんですね。そこでお伺いしたいんですけど、10%を上げたら、そんならやりましょうという人たちが期待できるんでしょうかね。どのようにお考えですか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 議論の中では、極端に言いますと40万円ぐらいにしたらどうやという意見も実はあったんです。そのぐらいにして、若い人も出られる金額にしたらどうだという意見も実はある方からも出ました。だけれど、審議会みんなの意見を最終的にまとめる段階にありまして、今回19名から18名に下がることによって、おおむね5%弱上げても、人数でいきますと総額は変わらなくて報酬を上げようと思いますと、約5%弱の金額になろうかと思うんですけど、そういった範囲で上げる金額を決めていこうかという御意見も中にはございました。だけれど、それでは先ほども言いました、皆さん方の議員活動への充実とか、あるいは若者の市政への参画という意味では、現状維持的なパーセントではいかんでしょうという意見になりまして、そうじゃなく金額も28万円ということでしたので、30万の大台はやっぱり超えていかなあかんでしょうというような意見もあり、またそういった率をおおむね今回10%ということで、最終的には、2名の少数意見の方は現状維持ということではございましたが、それ以外の方にあらましては10%という意見にまとまったところでございます。そういった将来を期待して、その部分も含めて少し上げたらどうだということが10%に集約されたということかと思っています。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 最後にお聞きしたいと思いますが、少数意見というのが出ておりますわね。これは、現在の地域の経済情勢とか一般市民の感情を考慮すると現状維持することが妥当と、これは議員報酬のことだと思いますけれども、私はこれは市長や三役の給料も一緒だと思うんですね。ですから、これはどういう実際の審議委員会の中での論議がどのように行われて、こういうふうな文言になっておるか、ちょっと具体的なことを答弁していただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 少数意見、委員さん2名の方の意見ということでございますが、地域の経済情勢や一般市民の感情を考慮するということですが、これにつきましては、世間一般に民間企業、あるいは公務員もそうでございますが、ベースアップが非常に少ないと。昔のように何%ということではなく0.何%というようなことや、あるいは一般サラリーマンの年収やら、あるいは今言いました勤労所得がふえている実感が非常に乏しいと、0.何%というベースアップでは所得増については乏しいという意見や、あるいは消費税が引き上げられて、年

金収入者については横ばい、あるいはそれ以下といたしますか、税負担も含めるとそういった感じがあると。そういった中で、一般市民の感情というのは、今回10%の増に対しての今の一般市民、年金生活者も含めたサラリーマンも含めた感覚とはちょっと乖離しているというか、桁がちょっと違うかなというところかとは思いますが、そういった全体を考慮すると、この少数意見として現状を維持することが今はいいのではないかという御意見をこういった言葉とまとめさせていただいたというか、少数意見の委員さんお2人が最終的にこういったお言葉にしたということでございます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第76号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第76号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武、76号について一般質問をしたいと思います。

一般質問と関係ない75号についてですけれども、報酬の議員が今やるのか、選挙前にやるのかと、それは同じことですよ。選挙前にやれば新しい新人の方は何で上げた、俺らは上げんでよかったと言うに決まっているし、だから、それはいろいろな意見があるということを前提に、私は思っております。それは関係のない話です。

私は、この改正の中で、幼稚園園長、事務委託員を新たに設けますが、以前は学校の校長退職者が園長をしていただいていたのですが、また今回の改正で校長退職者になるのですが、どうしてまた戻すのか、その見解、理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 教育次長 高田敏朗君。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問にお答えをします。

議員が言われるように、かつて幼稚園の園長というのは、学校の校長のOBの方にやっていたいておりました。それが幼保一元の関係で平成22年11月に教育委員会に保育所が移り、それから平成23年4月1日に正式に幼児支援課ができて、そこで教育委員会に正式に配置されたときに、保育所園長と幼稚園長が同じ教育委員会になるということで、役職も同じ方にしよう

という話が出てきて、保育所の保育所長が当時総括課長補佐で、幼稚園は教頭が課長補佐であったので、それを園長同士同じ位にしようということで、職員が園長になりました。

その後、教育委員会に保育所が来たことによって、幼・保・小の連携がスムーズにできた。幼稚園、保育所からの小学校への穏やかな接続がスムーズにできて、それなりの成果があったんですが、成果もあって、保育所のレベルも上がってきたと。非常によかったんですけども、園長が一般職員になったことによって、幼稚園が保育所化してきたのではないかという意見をよく聞かれるようになりました。保育所は8時間で、幼稚園は4時間預かるのかという、そういう意見も出てきたということで、実際には根本的に幼稚園と保育所は全く違う機関で、かつてはほづみ幼稚園といえ、県内でも先進的な教育をしていたということで非常に注目されていたわけです。それが幼稚園が保育所化してしまって、その特色がわからなくなったということで、先日も保育所と幼稚園の整備計画というのをいささせてもらったときに、幼稚園については、もっと幼稚園の特色を出していきたいということでお示ししたと思いますけれども、そういう観点から、直接先生を指揮する現場の園長は、やはり学校の教育の知識を持った方にやっていただくのが一番いいと。幼稚園教育としての特色を出していけるということで、今回、幼稚園事務嘱託員の新設を上げさせていただきました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 何かよくわからん次長の答弁なもんですから、教育長にお聞きしたい。

だから、この件に関してはそういう声があるとか、保育園化して幼稚園の特色がないとか、その辺の欠点がどこからどのような形で出てきたのか、また現場ではどのようにそれを感じているのか。特に幼稚園の現状に関して、もう少し詳しくお聞かせ願いたい。教育長としてはどういうふうに思っているのか。なぜこういうことが起きたのか。もっと簡潔にわかりやすく。申しわけない、教育次長では何が何だかわからない。幼保一元化で幼稚園の特色がなくなったとか、何か幼保一元化で一緒のような形で保育園のレベルアップをしたけど、幼稚園がその分だけ低下したように聞こえますし、そうすると幼稚園の現状の先生方にしては、いろいろ御不満もあると思います。やはりその辺のことが、そういうような幼保一元化の体制でそうなったというようなことであれば、それは行政の失敗であって、園の失敗ではない。そのような反省のもとに校長先生か何かのOBを嘱託園長で入れるという、その辺のことをもう少し簡潔明瞭にわかりやすく、僕の頭ではちょっと今では理解できんもんですから、よろしく。教育長をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今の御質問について、私のところからまたお話をさせていただきます。

御案内のように教育委員会に保育所を所管するというので来ております。その中で、大前

提ですけど、保育所と幼稚園は違うものかという、預ける親の立場に立っても、子供を小学校へ上げる前に預かってもらう、教育してもらうということについては、私は一緒だと思っています。その違いは非常に少なく、非常に似ている部分があるかと思っています。

教育委員会に保育所もあり、幼稚園もありという中で、人事の交流とか、いろんな面で保育の交流ということもできるわけです。

そういった中で瑞穂市は県の中でも幼保と小学校、この接続が非常にうまくいっている自治体の一つでございます。それは幼保が教育委員会の所管にあったおかげで子供たちがスムーズに小学校に上がりやすい、そういう状況の保育や教育ができたというふうに思っております。

しかしながら、この4月より保育所及び幼稚園を何度も訪問させていただく中で、幼稚園教育の特色が、今までやっていたもの、継続して努力していただいておりますが、保育所がかなり追いついてきている部分は感じます。こうした中で、幼稚園教育ですので、延長とかそういうのはないので、その中で幼稚園に勤める先生方には、さらに小学校といかに連続して考えた教育をすればよいのかというあたりを私は研究していただきたいというふうに思っています。ですので、幼稚園において、そういった小学校との接続を踏まえた幼稚園での教育のあり方を研究していくためには、小学校の校長経験者がふさわしいであろうという結論で、幼稚園の園長には校長退職者をに入れていただいて、幼稚園教育をさらに一層高めてもらいたい。それを今のように各保育所にも広めていけるといいなというように考えております。ですので、保育所の先駆的な保育を幼稚園にお願いしたいというふうにさらに考えておるところで、園長に退職校長者を持ってくるという考え方を持ったわけでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 今、教育長のお話ですと、幼稚園は小学校に上がるまでの過程というのに関して、保育所のリーダー的な形がとれるような体制をつくり、その理想の形を今のほづみ幼稚園に求めたいと。前に教育次長が言われたように、巢南のときは保育園、幼稚園はなかったように、瑞穂市の幼稚園というのは本当に特色があり、すごく県内でも優秀であったのは事実だと思います。そのような観点から、瑞穂市の幼稚園の地位確立ということ、あやふやになりかけたのをもう一度すると。そうすれば今の幼稚園の先生たちも自信を持って、今もやっていることだろうと思いますけれども、その辺のことを再度確認しながらいけるという形を教育長がとっていただけるというのは、先生方にとっても心強いことだろうと思っております。

そして、校長先生のOBが瑞穂市にとどまれて、教育関係、いろいろなことでやられるということには、私も賛成をしているものですから、ただその辺のことで、やはり質と将来性と、いろいろなことを考えながら、採用していただきたい。それはくれぐれもお願いして、私の質問にかえさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第76号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御質問をさせていただきます。

提案理由に、幼稚園長事務嘱託員を新たに設置し、及び投票管理者等の報酬を改定するため、市条例の改正を行うものと明記していただいております。また、事前に御説明をいただく中でも、今回改正をされた方についてのみ、その改正理由を御説明いただいておりますが、非常勤の特別職職員というのは、今回改正された以外の方も多く瑞穂市の市職員の中にはおられます。そんな方が、今回一部の方のみ改正されて、それも上がる改正なんですね。それが一部の方であったというのは、それは上がられた方においては御説明をいただきましたので、その改正をされた理由はよくわかりましたが、今回改正されなかった、据え置かれた方においては、市の職員の方であれば、正職員の方であればこれは人事院勧告に基づいて上がるもの、また先ほど来の75号でさまざまな質疑がされましたが、市長、三役、また議員においては報酬審議会というような場があるわけですが、上がらなかった今回の非常勤の特別職職員の方等が本当に今回改正されることが必要ではなかったのかどうか、しっかりと他市町とのバランスも比較されたのであろうと思いますし、現状の職務においてしっかりと職務を遂行される中で、本当に一部の方だけでよかったのかどうかを再度お尋ねさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの森議員の御質問にお答えいたします。

今回の改正内容は、今回の資料76の2に掲げられております6つの項目における嘱託員の方々が改正をするという話になっております。議員御指摘のように、これ以外の方もいる中でどうだというお話かと思えます。それにつきましては、市の部長会を初め、各部へお知らせをし、今回の非常勤の特別職の改定が必要なものは他市町の例やら近隣市町の状況、そういった根拠をつけて起案をしていただくという流れの中で今回の提案となったものでございます。

一部そういったところで精査をさせていただいた中での今回の提案ということでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ただいまは企画部長のほうからしっかりと他市町の現状も含めて、各部署で精査をする中で改正には至らなかったということでございますので、今回はしっかりと審

議していただいたということで理解をさせていただきますが、やはりしっかりと見直しをし改正をするというときは、[※]片手落ちというようなことがないように、非常勤の職員である方もしっかりと職務に当たっておられる方ばかりであると私は認識をしておりますので、その点を今後もしっかりと精査するに当たっては、十分な慎重な審議をしていただく中で精査をしていただきたいと思っておりますので、これは要望でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。

議長さんから発言の許可をいただきましたので、質疑をいたします。

議案第76号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由については、幼稚園長事務嘱託員を新たに設置し、及び投票管理者等の報酬を改定するため、市条例の改正を行うというものでございます。

これは非常勤特別職の報酬の関係でございます。先ほど、75号でもお話ししましたように、羽島の市長の事例を言いましたけれども、首長さんは身を削って行財政改革をするという選挙公約でやられて、退職金を返上してやられておる。瑞穂市の市長さんについては、鳥居議員が先ほどお尋ねしましたけれども、そういった公約はないということでありました。

私はこの非常勤の特別職の話ですけれども、今回なぜ市民安全対策監と施設管理技術監の報酬の引き上げですね。市民安全対策監は24万円から25万円になります。施設管理技術監は20万円から24万円に引き上げる。この理由について、まずお聞きします。以下については、質問席からいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの松野議員の御質問にお答えをいたします。

市民安全対策監にありましては、御承知のように、当初平成21年度に設置された職でございます。現在の対策監は2人目ということでございます。当初にありました平成21年度につきましては20万円ということでございまして、また現在2人目ということで、平成26年度から24万円ということで、金額のほうが増額となり、皆様方の御理解を得たところでございます。

そんな中で、現在、市民の生活安全に係る相談に応じ、今見える市民安全対策監は、解決に当たったり、警察とのパイプ役となっているのが現状でございます。現在、特に防犯活動やら交通安全活動に力を入れていただいております、事故事件の未然防止に絶大なる効果が上がっていると思っております。

そういった中で、現在、市民対策監、元警察署長をお務めになった方で、1週間に一般職の

※ 後刻訂正発言あり

4分の3を超えない範囲で勤務をしていただいているのが現状でございます。当初の設置したところと比べまして、市民の生活安全に係る問題が多様化し、また業務がふえているのが現状でございます。特に、特殊詐欺の未然防止やら警察との連携が欠かせないのが毎日のように起こっております。それに追われて仕事もしているところでございますし、以前とは違って、また青色パトロール車による巡回のほか、市民の自主的な防犯活動の育成にも力を注いでいただいております。現在、市長部局だけではなく、教育委員会に係る事案にも多く相談に乗って対応していただいているところでございます。また、嘱託員として唯一定例の部長会にも出席し、その職務は重要で、またかかわって市民全体を見ていただいているのも現状かと思っております。現在、広報活動にも力を入れ、防犯コーナーを含め、そういった仕事にも力を注いでいただいているのが現状でございます。

そういった中での全体を総括し、金額では1万円ということではございますが、全体を見ての25万円ということではございます。他市の例を見てみますと、可児市に防災安全対策監というのがございますが、ここも25万円ということではございまして、そういったことを鑑みて、今回1万円の増額をお願いしたものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今企画部長から職務の内容についてのお話がありましたけれども、これはそういう仕事をするのは当然だと。例えば、対策安全監でしたら、何々をやられましたと、一生懸命やっておると。でもこれは通常の職務ですよ。

で、お聞きしますけれども、対策安全監は署長さんということで警察のOBと。例えば、交通指導員、あるいは生活保護相談員、この方は以前どういう方が今の職務をやられているのか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 交通指導員にあらましましては、警察のOBの方に、女性ですけど、お願いをしておるところでございます。交通指導員にあらましましては、以前合併時から職員が引き続き旧穂積町、旧巢南町という中で2名見えたところではございますが、合併時に1名になりまして、またその後、1名でずっとお世話になっておったわけですが、1名ではとても対応ができないという中で、2名への増でございます。そんな中で、いろいろ経過がございまして、警察のOBの方にお世話になるという形で現在のスタイルとなっております。

生活保護にあらましても、ここも警察のOBの方にお世話になっております。たしか4年目になろうかと思えます。ここにありましては、以前特に福祉生活課の中で生活保護、あるいはそこにかかわるいろんな方が見えて、前にも事件になったりとか、新聞紙上でもお騒がせをしたところで、非常に詐欺といえますか、いろいろ事件物になった案件がございまして、そういった対応が一般職員だけでは非常に厳しいというような中で生活保護相談員ということで、

警察OBの方にお世話になったというふうに認識しております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 全て警察のOBですね。安全監、それから交通指導員、それから生活保護の関係。

例えば、交通指導員ですと、月額20万4,400円、生活保護相談員、月額20万円以内、こういうふうになっていますね。今回、市民安全対策監は、24万から25万やね。施設管理技術監は20万から24万、警察OBといえますか、要はこの2件だけ値上げをしておるわけやね。交通指導員も生活保護相談員も大変な職務だというふうに思いますね。そこら辺について引き上げる、交通指導員や生活保護相談員、こういった方もやはり並びに値上げをする必要があるというふうに考えられるんですけども、要は警察OBの方が当市に来て職務をされている中で、給料のバランスがすごく違うわけですね。そこら辺の整合性について、まずお聞きをします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 生活保護相談員にありましては、先ほども言いましたように、初めて平成25年度かと記憶しておりますが、相談員としてお迎えした中で、さっきのような経緯で相談員としてお迎えをしたわけでございますが、警察の方の現職での階級とか、そういったことも想定し、また他市町の生活保護相談員の方の賃金、報酬も鑑みまして、今の金額以内ということでやらせていただきました。特に生活保護相談員の方につきましては、当初以内ということで、もう1人警察のOBの方も見えましたので、その人との均衡を図り、少し以内の中でも金額を少しその方と差をつけるということスタートしたわけでございますが、現在はそういった経験も踏まえ、以内の上限に届いているかと思えます。

また、交通指導員の方にもありまして、条例では20万4,400円以内ということにはなっておりますが、報酬につきましては、そこに届いていないのが現状かと思えます。

そういった中で、また近隣市町の状況、そういったものを見て精査をして、また見直さなければならぬときには見直していかなければならぬと考えてはおりますが、今回の条例にあつては、該当しないという判断のもとで、今回の提案の方のみという判断をしたところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回は、他部署からそういった話がなかった、この件の2件だけだという説明を勉強会の中で聞いておるわけですけども、この非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関しては、たしか平成22年4月1日から、あれは3月ごろにやって、4月から改正されていたというふうに思います。そのときに、いろんな非常勤の職務があるわけですけども、

例えば固定資産の評価委員とか、農業委員とか、いろんなやつがあります。みんな下げられておるんです、そのときには。例えば日額7,000円であったのが、はっきり言いますと、要は7,000円のやつがほとんど6,000円に変わっていますよ。下げられておるんですよ。そのころは、補助金の率もみんなカットされてしまっておる、自治会に対する補助金も。やっておるんですよ、執行部は。にもかかわらず、今回上げてきておるんやね。そういった他の非常勤の職務の方に対するそういうところの見直しというのは、今回に含めてやられなかったその理由は何でしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 非常勤の特別職の報酬につきましては、今言われるように、平成22年に大きく見直した経緯がございます。その後、26年4月に先ほどのいろんな相談員等に含めましても、2万円ほど増額をして、現在の17万円という格好になっております。

今回につきましても、全体を見渡した中で、やはりなかなか厳しい時期であるということ。そしてから、勤務時間が5時間45分であるということ、そして他の市町の状況も踏まえるということで、全体を眺めた中での見直しというふうに考えております。一生懸命やっていたいおるのは事実でございますし、そうしたのをいかに評価するというところでございますが、26年4月に一度全体的に見直したと、それを再度見直すということでの事項でございますので、よろしく申し上げます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 私が言いましたように、22年4月から大幅に変更されていますね。今回、この2つの部署に対する相談員といいますか、そういった方のベースアップですけれども、これは総務部と巢南の都市整備の部署だけですね、該当するのは。ほかの部署のところの部長さんは、そういったことについて見直しをしたいなという考えがあったのかどうか。非常勤の特別職を見ると。抱えていますね、皆さん。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 先ほど、企画部長からも答弁がありましたが、一応部長会にこうした事案についてということで、それぞれの部長会議で提示がしてございます。それで、ほかの部長さんからそうした値上げをしてほしいという意見はございました。その中で、いろんな資料をつけてみえましたが、先ほど述べましたとおり、26年4月というところで、おおむね全体を見直しております。22年、26年ということで見直している中で、今後どうしようかということで見せてもらって、他の市町との状況も踏まえてということで判断をさせていただいております。

なお、先ほど施設管理技術監の件については少し説明がしてなかったかと思っておりますけれども、

これにつきましては、今現在都市整備部のほうで勤務をしておいでになります1級建築士を持った方でございます。このところ非常に施設の改修工事等がふえてきておまして、今後、私たちがもう少し専門的な知識を持った人に少しでもお願いしたいと。私どもの職員につきましても、今までは一般職ということで進めてきておりますけれども、できるだけ専門的な土木とか建築という人もしっかりと職員として配置をしないと、今後しっかりとした工事等の施行ができないということで、今それをフォローしていただいておりますのがこの施設管理技術監でおられます。今後ともこうした人をまたお招きする、またうちの職員としても正規職員として採用していくということを踏まえて、少しこのあたりを強化したいということで、このたびの見直しということですので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回、市長さん初め三役等の給与等の引き上げがある中で、ほかの非常勤の職員の報酬等、そういったものについて、この2つだけが見直されて、ほかのところは全然タッチされていないということは、非常に残念であるというふうに思いますね。自分たちの給料だけ上げて、市民の皆さんに本当にいろいろお世話になっている非常勤の皆さんの報酬等については見直しがされていないということで、残念だということで、この質問を終わります。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議案第76号の質疑におきまして、私の発言の言葉に不適切な文言がございました。その文言を訂正とおわびをさせていただきたいと思いますので、少し議長にお許しをいただきます。

※
それでは、不適切な発言の部分を訂正させていただき、その文言を不公平なことの無いようにという言葉に変えさせていただき、不愉快な思いをおかけいたしました皆様に深くおわび申し上げます。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ただいま、森治久君から本日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって訂正したいとの申し出がありましたので、許可をします。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

議案第76号の件で質問させていただきます。

投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額について、時間額で支給でき

※ 訂正発言

るようにするという部分です。具体的に言うと、現在日額で1万700円、そして期日前投票所の投票立会人が日額で9,500円、これを時間割として支給するという件ですけれども、こうやって時間割にするという部分で、私、投票をやるときにつくづく感じていたのは、いつも立会人の方が一緒なんです。

この部分をネットで調べてみましたら、総務省の国政モニターのところで、公職選挙法に基づく投票管理者立会人の継続選任等の禁止についてという質問の中に、選挙のたび毎回同じ人であり、立会人は区長ごと区長等を選任していると思われるのが目立つ。また、同年同一人物が継続しているせいか、投票所の態度が極めて不真面目に映り、悪い印象を与えられるという意見の中で、立会人は区長等を充て職的に選任していると思われるのが目立つ。市町村の特別職、区長を自動的に安易に選んでいるのは選挙人名簿からひとしく平等に選んだことにならない云々ということで、現在の裁判員制度でさえ無作為抽出による選出を柱としているけれどもという意見が総務省にあって、これに対する総務省の回答が、そもそも投票立会人というのは、不正がないかどうかを監視する仕事であるというところ、本人の承諾を得て、2人から5人以内の投票立会人を選任することとされているというところであるんですけれども、投票人の選任に当たっては、従来の慣例に固執することなく、進んで女性層や青年層からも適宜選任するよう努めるよう、各選挙委員会を通して依頼しておるといふところがあるんですね。2人以上はつけないといけないと。これは公職選挙法ですから、これは何ともならない。

であれば、少しでも若い人とか、そういう方に立会人になっていただくということでの改善があってもいいのかなと。時間給になったものですから、それが割りかし容易になるわけですね。例えば午前中だけ出られるわという方にはその時間割でお支払いすればいいんであって。ですから、この改定に伴って、立会人の方をもう少し平等に広く、または選挙に関心があるように、ちょっと検討してみることにについての御意見を伺います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの鳥居議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、立会人及び管理者につきましても、先回の参議院におきましては、朝日大学の学生の方をお願いいたしておりますし、それから女性につきましても、民生委員さん等の中で、多数そういった形で立ち会っていただいております。

今後も御意見をいただきましたので、選挙管理委員の会議のほうにはお伝えしようと考えております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

この非常勤の特別職職員で、園長先生のことですが、名称が正式には幼稚園長事務嘱託員という名前なんですね。それで、まず非常勤ということは、毎日園長先生って出ていらっしやるんじゃないのと思うけど、この勤務時間が非常勤というのは短いわけですね。だから非常勤がつくのかということが1点。

それから次に、嘱託員という身分、地位であるわけですね。これは確認、2点目。

3点目は、事務嘱託員という事務がつくわけですが、事務嘱託員と言われると、事務屋さんじゃないかちょっと思うんですけども、本当のところはどういう意味なのか、ほかに事務嘱託員ってどういう方が見えるのか。つまり、幼稚園長というと、先ほど教育委員会からる御説明がありましたように、とっても重要な幼児教育と学校教育をつなぐ指導的な、そしてほかの保育所も指導するような先頭に立つという意味で変えたいわけですから、生え抜きからというか、元校長先生というか、市民からは天下りやないかというふうにとられるかもしれませんが、そう言われないうちに、立派な園長先生役を果たしていただきたいと思うわけですから、その事務嘱託員、事務というのがついているのがちょっと不思議な感じがするんですけど、どういう仕組みになっているのか、教えてください。役職、身分の割に、事務がついていると、ちょっと違うんじゃないという感じを受けてしまいますので、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 幼稚園長事務嘱託員と、この言葉については、職員にかわる前もこの名称を使っておりまして、その名前を今回踏襲したということと、それから幼稚園長事務嘱託員、事務嘱託員という名前の嘱託はほかにもあります。通常は幼稚園長と言っていますけれども、事務も一部あるということで、園長事務嘱託員という名前を使っておりますが、通常は幼稚園長ということで呼んでおります。

あと、時間の関係についてはおっしゃるとおり嘱託員ですので、通常の職員の4分の3の時間であるということです。

それから、勤務については、当然毎日出勤していただくことになっております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 教育次長さんの御説明って、いつもとってもわかりにくいんです。まあ、そういうことすみたいな。こちらの言ったことを繰り返すだけで、私はよくわからないから聞いているわけで、教育長さん、もうちょっとわかりやすい説明をしてください。同じですと言われても、事務嘱託員というのは別に。出勤状況はわかりました。身分、地位、仕事内容が事務嘱託ではないんじゃないですかと。ただ、瑞穂市の組織上事務嘱託員の範疇に入れているからその名前がつくのか。仕事はもうちょっと重大なわけですね。単なる事務嘱託じゃないですもんね。そこを説明していただきたいんですが。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 今の幼稚園長事務嘱託員のことでございますが、幼稚園長に限らず、ほかの役職にも事務嘱託員というのはございますので、今回、立場上、非常勤であるということから事務嘱託員というのを使っておりますが、この内容につきましては、責任の所在であるとか、業務の内容等につきましては、私どものほうで要綱を決める、明確にして行わないと、議員言われるように、非常に重責でございますので、その点については今後きちっと考え、設定して、しかるべき退職校長にやっていただこうと考えております。よろしいでしょうか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 大変質問してよかったなあと思うような御回答ですが、それって私が質問したからそうなるのか、初めからそう考えていたのか、どちらでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） この職に変えるときから考えておりました。ですので、今、その要綱等をきちっと作成している段階でございます、きちっとそれは踏まえて行っていきたいと思っております。

○16番（くまがいさちこ君） はい、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。午後1時20分から再開をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時20分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第6 議案第77号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第77号瑞穂市税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第78号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第78号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第79号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第79号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（藤橋礼治君） 1番 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 議席番号1番、瑞清クラブの松野貴志でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、議案第79号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算について質疑をさせていただきます。

今回計上されておりますオリンピック候補選手による地域活性化事業について質疑をいたしますが、一般質問される議員もおられますので、答弁につきましては要点を手短に、そして的確にお願いいたします。

去る9月2日の全協におきまして、藤井政策企画監のほうから、この案件とウオーキングトレイルMモデル、そして瑞穂市と安八町の広域連携による公共交通広域化による穂積駅拠点化構想推進事業の説明がありました。その内容に、事業規模や金額の提示は一切ありませんでした。このような説明だけで、今回いきなりハード事業で1億4,940万円もの事業の議案が上がっておりまして、またソフトの事業につきましては、委託、補助金を合わせて400万円もの金額が補正予算に計上されたわけでありまして、そもそもこれを提案されたのは誰なのでしょう。要するに、発案者は市長であるのか、副市長なのか、また政策企画監さんなのか、それとも企画部長なのか、まずもってそれを御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 御質問にお答えいたします。

2つとも案件とも私が発案者でございます。先ほど、けさ方の全協でお話ししたとおりでございます。

そしてまた、安八のほうとの交通のことにつきましても、私のほうから発案いたしました。特に木曜日、金曜日の交通ということで、お年寄りが非常に困られるということで、特に土曜日、日曜日にお子さん、そしてお孫さんが来られる、そういった家庭の方々から、何とか木曜日、金曜日、そういったことの交通ができないかという御要望もありましたから、そのようなことを発案いたしました。

以上、報告といたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 市長の発案とあれば、今後の質問につきましては主に市長に御答弁をいただけるものと御理解いたします。

それでは、まずこちらは企画部長にお聞きしたいと思います。

さきに申しました3つの事業、すなわちオリンピックとウオーキングトレイル、そして穂積駅拠点化構想ですが、地方創生交付金の第2次申請で瑞穂市単独で採択されたのはどれですか、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 松野議員の御質問にお答えいたします。

単独でのものはございません。公共交通については、安八との広域化において合わせて250万円の補助金の内示がございます。内訳は、50万円が瑞穂市ということで、200万円が安八ということでございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 単独で採択された事業がないということは、オリンピック候補選手による地域活性化事業は、国から地方創生には該当しないと判断されて不採択になったと考えてよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） そういうことではなくて、オリンピックの候補選手についてはソフト事業についてということでございまして、今回補正予算に計上させていただいている1億4,000万円ほどの事業につきましてはハード事業ということでございますので、まだこれからでございます。12月に事前相談を受け、最終的には1月4日から6日までに申請をしていくという中で、交付決定につきましては2月上旬ごろと想定しております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 地方創生推進交付金事業のソフト事業で不採択になった事業を、今回、ハードの部分も含めて再度申請をし直す。私が思いますに、推進交付金はだめだったと。しかし、拠点化整備交付金は採択されるかもしれないから、再度、ハードも含めて申請をしまえというふうにはしか見えません。大変不思議なことではございますが、採択される見込みはあるのでしょうか。また、どうして補正予算に計上したのでしょうか。予算編成責任者である副市長に御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、企画部長のほうから、今後の整備交付金の申請という時期がまだありますので、これに合わせてということで、この日程からいきますと今が時期ということで、今回補正をさせていただくものでございます。

見込みがあるかどうかと言われると、なかなかそこははっきりできませんけれども、できる限り努力をしてまいりたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 見込みがないという、見込みがあるかどうかもわからない事業につきましての今回の補正の申請であるというお話を今確認させていただきましたが、不採択となったのはそもそも事業内容が交付金の対象事業にふさわしくなかったというので1次のほうで許可がおりなかったというふうな認識になりますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 不採択になった理由については、特に報告と申しますか回答があったわけではございませんので、決定日にあつて瑞穂市の事業がなかったということで、あつたのが先ほども申しました安八のバスとの関係が採択があつたという連絡の通知で把握したということでございます。それについては、申請というのは、いきなり申請するわけではなくて、事前相談をしたりしてするわけではございますが、地方創生に合致するように努力をして申請したり、その事業を考えていくということで対応して申請していくということでございますので、その点を御理解いただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） それでは、この事業の目的は一体何なのかということをお尋ねしたいわけではございますが、これにより地域の何が活性されるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） ただいまの御質問に対してお答えさせていただきます。

今回のオリンピック候補選手による地域活性化事業におきましては、今回の事業をやることによりまして、全国レベル大会の開催によりまして市の活性化、あるいは交流人口の拡大というふうな、瑞穂市という市のブランド名を上げたいと考えておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今の政策企画監のほうからの御答弁の中に、ブランドの育成、また知名度という言葉がございましたが、瑞穂市からオリンピックのメダリストが出れば、それは市にとって大変名誉なことだと私も思います。ただ、果たしてそれが地域ブランドの育成かどうかは、私としては疑いようがありません。

といいますのも、地域ブランドといいますのは、今現在瑞穂市にある施設、そして農業でいえば富有柿といったものが地域ブランドだと私は認識しております。また、知名度につきましても、これからそういった地域の、いわゆる瑞穂市のブランドをどんどんと世に出していく、また世間の皆様に認知していただくことこそが地域ブランドの育成につながると私は確信しております。

オリンピックの候補選手を育成する役割が市町村にあるのかどうか。これは、国とか県レベルの話ではないでしょうか。市としては本当に市民のメリットになるかどうか、本来であれば市民優先で事業を進めるのが行政だと私は思っております。

そこでお尋ねいたします。この事業における市民のメリットは何でしょう。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今の質問に対してお答えさせていただきます。

この事業には2つの目的がございます。1つは、先ほどから議員のほうから御説明されておりますとおり、オリンピック候補選手による地域の活性化というものも一つでございます。もう1つは、今現在の長良川の堤防、正式名称は一般県道岐阜千本松原公園大規模自転車道線でございます。ここにつきましては、今、国道21号から下流の右岸側、一夜城、墨俣までの区間についても自転車歩行者専用道となっております。つまり、自転車と歩行者が使える状況になっております。そういった中で、いろいろ交通が複雑化しておりまして、岐南工業の自転車部の方々、あるいは岐阜市が主催しておりますアビリティアップクラブ、岐阜市内の小・中学生が対象となって自転車の競技をしているような状況でございます。そういった中で、そこを歩こうとしている、あるいは堤防のところへ行こうとしている市民の方々、そういった方々がスピード自転車といいますか、そういった自転車との事故に遭う危険性を減らせる、そういったこともメリットの一つかと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 私も穂積区に住んでおりまして、昔から天端を使つての自転車部、また歩行者、散歩といったことを目にきてきておりますが、事故等に関しましては、今お話もございましたが、部活動として借りてみえる側と市民の側という立ち位置で見ますと、私は部活動をやっている大学、また高校といったところが歩行者に配慮しながら部活動を進めていくのが当然のことではないかと私は考えております。そういった事故防止に関しましては、大学側、高校側とも協議を詰めながら話をしていくべきではないかと私は思っております。

また、先ほど来から市民に対するイベント等というようなお話、またオリンピック選手、メダリストの育成等も含めたお話を多数いただいておりますが、実際のところ本当に市民のメリットになるかどうか、私は今回の事業については疑念を抱かざるを得ないという立場で今回話をさせてもらっています。

要は、この整備計画は堤外地、すなわち河川区域での計画かとは思いますが、県や国との協議はどこまで行われているのか。それとも、これから行っていくのか。また、特に堤外地でございますので、台風等で増水した場合、恐らく水がついてしまうと思われまゝ。そういったときには利用ができなくなると私は思いますが、その辺はどういった御見識をお持ちか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） まず、第1点目の国との協議でございますが、国のほうとはいろいろ図面のやりとりをしながら協議を進めておりまして、正式に事業が決定次第、河川法に基づきます占用許可のほうを提出したいと思っております。

それから、第2点目の維持管理費のほうでございます。

維持管理のほうにつきましては、議員のおっしゃられるとおり、洪水により水がつくことは考えられます。そういった中で、他市町の例はどうなっているかということ調べてまいりました。それが岐阜市の場合です。岐阜市の場合、長良川の右岸側に高橋尚子ロードというのがございます。そこは、その高橋尚子ロードという部分だけ切り出したわけではなくて、その全てが約5万平米ございます。そういった中で、年間1,200万円というような維持管理がかかっております。平米に直しますと大体約240円ぐらいが維持管理にかかっております。

同様に海津市にもございます。海津市につきましては面積が1万5,600平米ございまして、年間の維持費は500万円になっておりまして、平米320円というふう試算されております。こういったものに基づきながらランニングコストを計算しておるところでございます。

また今回、こういった自転車の方々、あるいは利用される方、そういった方々にも御協力いただきながら、維持管理費のほうの縮減に努めていきたいと考えておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） ランニングコストと、今、企画監がおっしゃいましたか、今回の整備につきまして管轄するのは市ということでよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今、整備いたしますのは瑞穂市でございますし、管轄についても主として瑞穂市になると思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 市の管轄になるということでございますので、先ほどランニングコストのお話も出てきましたが、ではこの整備を行った後に、向こう1年間ないし長期的にかかるランニングコストはどれぐらいを試算されてみえるか、御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） あくまで概算でございますが、今の面積は大体片道が1,500メートルございます。幅が約20メートルといたしますと3万平米となります。先ほどの岐阜市、あるいは海津市の例、条件によって変わってまいります、単純に300円で掛けてみますと、大体約900万円というふうに試算ができます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 大体のお話の中で3万平米ぐらいで、他市町、岐阜市さんが平米数で240円ほどと今御答弁いただきました。また、海津市におかれましても320円という話をいただいておりますが、実際、ランニングコストという部分に関してはどういった整備を予定してみえるのでしょうか。その辺のまず御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今回の設置いたしますサイクリングコースにつきましては、1周3キロのトラックを予定しております。トラックですので、当然、真ん中の部分につきましてはアスファルト舗装を考えておりませんので、そのところにつきましては草が生えてくる、あるいは芝を張ったとしても芝刈り等の業務が出てまいりますので、そういったことと、あと舗装に場合によっては穴があくこともございます。そういったことを勘案いたしまして、岐阜市、あるいは海津市に聞いてランニングコストを算出したところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 岐阜市さんや海津市さんにおかれましては、そういったランニングコスト等につきましては一体どこまでを見ているのか。例えば堤防といいますと草等、当然草刈りが恐らくはかかってくるかと思えますし、また増水した場合、流木、またごみ等の撤去、いわ

ゆる撤去費ですね、こちらのほうも発生するかと思いますが、その辺は岐阜市さんも海津市さんにおかれましては同じように試算をされてみえるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今回の岐阜市及び海津市にお聞きした内容につきましては、事細かく、ごみの除去に幾ら、除草に幾ら、先ほど出ました流木を除去するのに幾らという聞き方ではなくて、むしろ1年でどれぐらい使ってみえますかというふうでお聞きしたところでございますので、それぞれ条件によってこのランニングコストは変わってくるかと思えます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 岐阜市さんや海津市さんにおかれましては、いわゆる立地ですね、立地場所の関係等もあるとは思いますが、ただ今回の瑞穂市の堤外地の整備に関しましては、恐らく2つの市に比べますと低いのではないかなと私は思っております。その辺は私もまだ図面等を見ているわけではございませんが、おおよその立地場所につきましては岐阜市さんと比べたら一部低いのかなと思われそうですが、その辺はどういった立地を考えてみえるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今回の立地場所につきましては、河川の断面を侵すことは国のほうから禁じられておりますので、国の御指示に従ったところでサイクリングコースを設置したいと考えております。したがって、岐阜市においても、国の指導を受けながら、あの場所に設置されているというふうと考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） といいますと、ランニングコストのほうもしっかりと試算をしていただかないことには、もしかすると増水したとき、また流木、そういったごみ等の撤去費が大きく膨らんでいきますと、岐阜市さんで1,200万であれば、同じような金額まで膨らんでしまうのではないかなと私は思います。また、それ以上の経費がかかる可能性があるとするならば、市民のためのイベント等を実施するとき、大きく予算が膨らむのではないかなと私は思っております。

また、駐車場等の整備は一切なされておられませんので、イベントに関しましてはなかなか制限等もかかって厳しいのではないかなと思います。河川区域でのイベント、また大会誘致、こういったものにつきましては、かなり厳しい施設制限があると聞き及んでおります。それらもしっかりとクリアするという方向で、今回の事業のほうの御検討を再度お願いしたいと思っております。

実際のところ、今いろんな答弁をいただきましたが、ランニングコスト自体の中で内訳等が

まだまだ曖昧ではないかなと私は思っております。といいますのも、本来事業を展開する上におきましては、ランニングコストをしっかりと計算した上で概算なりをしっかりと出して、補正で上げてくるなり予算をつけるということが本来の姿ではないかなと私は思っております。

率直な御意見を申し上げますと、突然に今回のオリンピック選手における地域活性化事業が降って湧いたような感じが私は見受けられます。瑞穂市の第2次総合計画やマスタープランという整合性はあるのかどうか。恐らく総合計画等に関しますと、何々と触れ合うとか、何々がにぎわうといった抽象的な言葉で書いてありますから、これを質問すると、何ページのここに該当しますといった、いわゆるこじつけが幾らでもできると私は考えております。したがって、あえてここは市の計画との整合性は問いません。ただ1点、この事業を多くの市民が本当に望んでいるのかどうかというところを再確認したいと思います。発案者が市長でいらっしゃるということもございますので、そのあたりを市長のほうから御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 自席にて答弁させていただきます。

せんだって農業担い手サミット、こういったものがございました。それ以前から、とにかく瑞穂市を売っていきたいということで、富有樂猩、よさこいチームでございます。このよさこいチームに、名古屋どまつりを目指しながら、何か演目を考えてくださいと。ことしの場合は農業担い手サミットもございます。そういったところから私たちのまちを売り込んでくださいということでお願いしまして、去年のちょうど今ぐらいだったと思いますが、そのときに富有柿をテーマとした踊りを考えてくれということで話し合いました。そしてせんだって、農業担い手サミットの交流会がございました。それで、その一番最初に私たち、もちろんオープニングの踊りは1つしかございません。そういった余興も1つしかございませんでしたので、全国から集まってきていただいております中に、富有樂猩のよさこいの演武をやってもらいました。会場からすばらしい拍手を頂戴しました。何とか……。

〔発言する者あり〕

○市長（棚橋敏明君） でも、まちの売り込みということで御説明を申し上げているものでございまして、お聞きいただきたいんですが、そういったことで、とにかくまちを売り込みたい。

それと同時に、例えばこんなことがございます。鈴鹿市がございます。ここに鈴鹿サーキットがあります。これが燃費の問題、それと同時に本田技研さんの問題、そして日本グランプリが開催されなくなりました。そのときに、鈴鹿のまちの市民の方々もみんな元気がなくなってしまいました。それで、その後に皆さんが何をしたかといったら、このまちを活性化するためには、私たちのまちに鈴鹿サーキットが活用されなければいけないんだということで、多くの方々署名に参加されました。その上で末松則子という市長が、その当時はまだ市議だったか何かあれだったんですが、さらに署名をふやして何とか復活にこぎつけました。そしたらどう

なったかといいましたら、市民の方々が大いに喜んで、極端なことを言ったら、肩を振って歩くという表現をしていいのかわかりませんが、多くの市民の方々が勇気をもって、うちの鈴鹿市はこうなんだよと、そのような動作に変わってきました。私、まさにこの瑞穂市にも、そういった財産が欲しゅうございます。

それと同時に、けさから申していますとおり、ツクシをとられる方々、この方々がどうしても道路を横切られます。縦に歩くのは自転車の方々も避けることができます。横切られる方々、特に家族で、高齢の方、そしてお孫さん、子供さん、一夜城の横は特にツクシがとれます。そうしたところで横切られる方々の危険を完璧に回避したいです。そのようなところが私としては安全なまち、そういったことからもつくっていきたいですし、なおかつ例えば堤防の上、けさ方申しましたが、多くの車が通ります。その中で、そのような行事を行われるのを見て、このまちって本当にそういった市民が集えるまちやなあという、こういった印象も私はわかっていただけるんじゃないかなと思っております。そのようなところを今のこれからまちの売り込み方、そういったところでは説明とさせていただきます。それ以外にも何か論点を絞ってこの部分はどうだと言われれば、私、その範囲でお答えはできると思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 今の市長の御答弁をいただいた中で、ツクシをとられる方、それにつきましては今回のサイクリングロードにつきまして、先ほど私も説明したとおり、部活動をやる側が市民に対する配慮が必要であって、それについて安全かどうかというのは、生徒、選手が気をつけて練習すれば回避できると私は思います。

それと、政策企画監に一度お尋ねしたいんですが、今回こういう、私もよく知りませんけれども河川で部活動をやる場合、国や県から許可は必要なんですか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 道路の場合と河川の場合、2つございます。河川につきましては、イベント等を行う場合は許可が必要でございますが、個人的に行う場合は許可が要りません。また、道路のほうにありましては基本的に自由使用です。特に長良川サイクリングロードといえますか、県道岐阜千本松原公園大規模自転車道につきましては、歩行者と自転車の専用道でございますので、部活動については警察に届け出だけをするものでございます。

一方も、タイムレース、タイムを競うもの、そういったものについては、道路管理者の許可も必要となっております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） 要は許可が要らないという上で練習を行ってみえる。ということになりますと、市長の御答弁にありました市民の方々のほうが気をつけるのではなくて、本来部活動をしている側、学校側のほうが市民に対する配慮がもっと必要ではないかなと私は思います。そういったところをしっかりと促していけば、正直今の天端に関しましては、かなり広いと私は認識しておりますので、事故等は防げるのではないかなと思います。

また、特に今回1億4,940万円ともいう予算を組んでおりますが、そのうちの半分は瑞穂市の市民の血税でございます。血税、これは公平に市としては使っていくべきではないかなと私は考えております。穂積区の市民の方々は何かしらで利用することは可能かもしれません。しかし、牛牧、生津、本田、そして旧巢南地区の市民の皆様が、ここの堤防のサイクリングロードを利用するとは私は到底思えません。何としてもそれら市民の皆様に対しまして、しっかりと説明が必ず必要になってくるのではないかなと私は思います。

そして、市民のほうから多く望まれるのであれば、今回の事業は私は行ってもいいかなと思っております。市民アンケートといったものも本来必要かと私は思います。どうか今回のこの事業が本当に瑞穂市のためになるかどうかをしっかりとさらに精査してもらいまして、そしてランニングコストのほうをしっかりと概算で試算していただくことをお願い申し上げます。

先ほど来からの答弁の中に、いろいろと不透明な部分が多くあったかと私は思います。何を置いてもまずは市民の皆様のために行ってもらいたいと私は思います。確かにオリンピック選手の育成につきましては、瑞穂市のブランド、知名度といった部分で、前回はリオオリンピックで金藤選手がお見えになりました。そういった部分も踏まえて、私もオリンピック選手がこの瑞穂市にいたのであれば、そういった選手をしっかりと支えていきたいという気持ちはございますが、本当にこの瑞穂市にそういった有望な選手がお見えになるのでしょうか。そのあたりをまずお聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） オリンピック候補選手に有望な選手がいるかという御質問でございますが、先日、朝日大学にお見えになる山崎さんにお話をさせていただきました。その中で、今後開かれることになっております東京オリンピックに2人ぐらいは出せるんじゃないかというようなことを言っておみえになりましたので、そういった方々に対しましても、こういった練習場所で練習していただきたいなと思っておるところでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野貴志君。

○1番（松野貴志君） これは私の認識の範囲内でございますが、オリンピック候補選手ともなると、全日本だとか強化選手に指定されて他県で練習をする、合同合宿をするといったようなことになるかと思えます。果たして今回のサイクリングロードを整備して、大学生や高校生の

方がそこでずっと練習していただけるという保証もございません。結局のところ、サイクリングロードの整備につきましては、先ほど来市長や執行部の皆様の御答弁を聞いておりますと、事故を回避するためだということのほうが強く感じられます。本来整備をする上で、まずもって事故を回避するには、両者の話し合い等をしっかりと持つべきでないかと私は思います。

長々と質問をさせてもらっておりますが、最後に今回のこの事業につきましては、維持管理費の不透明な部分、また本当に市民が利用できるかどうか、そして市民の方から強く要望があるのかどうか、それらが今の現段階では確認がとれません。もっと詰めることが多々あるかと思えます。したがって、私は今回この事業につきましては、賛成は今現在ではしかねると。もう1段、もう2段しっかりと話を詰めてもらいたいと思って、私の総括質疑を終わります。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

済みません、大勢の方が手を挙げたのに、一番に手を挙げちゃったもので。

幾つもお聞きしたいことがございます。最初に、何を聞きたいか項目を申し上げます。

まず1つ目は、議会基本条例の第8条に関して、これは重要政策等の説明資料というのがあります。1番、政策等の発生源、理由及び背景、提案に至るまでの経緯。この発生源ですね。いつどこで誰が最初にこれを言い出したのか。提案者は市長ですが、その提案に至るまでの経緯ですね、最初に何年何月何日にどこで誰が会って出てきて、その後どのような検討を経て提案に至ったか、これをお答えください。1億5,000万円事業ですので。

2つ目に、あとは一応項目だけここで言います。岐南工業と朝日大学のサイクリング部というふうに言っていますが、市民はどのように使えるのか御説明がございませんので、それも説明をお願いします。

3つ目に、安全・安心とか自転車の事故を防ぐと言っていますが、市内の道路は、国道、県道、市道、物すごく危ないです、自転車。自転車に危ないということは、自転車、車椅子、車椅子なんか通れないですよ、ベビーカー、シルバーカー、子供の自転車、全部です。まずこれを整備すべきじゃないでしょうか。優先順位の問題ですよ。1億5,000万税金を使う、市のお金も7,500万、これも借金するんですよ。まず整備してください。私、いつ事故になるかわかんないです。自転車族ですが、私。私個人のことを言っているんじゃないですよ。これから高齢者もふえ、そして子供たちもふえている中で、こんなに自転車、シルバーカー何とかかんとか全部ですが、弱者に優しくない道路が多いまち、未整備のまちというのは少ないと思えますよ。私、ずうっと北方、本巢まで自転車でいきますけど、非常に安全に配慮をしているなあ

と思います。段差の細かいところまで埋まっていますから、すごいなと思いますよ。これが3つ目です。

それから、安全・安心ですね。市内の自転車道路をどれだけ整備したか。

それから、堤防のてっぺんですね。「テンパ」と言うんですか、「テンバ」と言うんですかね。これで今まで、今度の工事の区間ですよ、観音院の東側で、過去に事故がどれだけあったのか教えてください。うちの近所の人毎日あそこを、朝、昼、晩に歩いている人がいます。もう何十年も歩いている90近い人がいますけど、「はあ」って言っていました、それを聞いたら。

それから、4つ目です。知名度を上げたい上げたいと市長になられたときからずっと言ってもらっていますが、知名度ってすごいあるんですよ、瑞穂市は。まず、百条で物すごい有名になりました。それから、最近では叙勲の祝賀会の発起人代表を引き受けず出席もしなかった市長というのも有名になりました。最初に何か挨拶をした人、あの人が市長なのと。出席しないなんて思ってないもんですから、聞かれたりもしました。有名ですよ。花火を打ち上げてもだめ。ふだんの自分の市政、まちづくりで知名度を上げるべきです。これが4つ目ですね。

5つ目、借金ですよ、1億5,000万。国の借金であり、市の借金です。税金は還元すべきもののなのに、なお借金をつくる。安倍政権になってからも借金がどんどんふえているんですが、この瑞穂市も借金をまた7,500万円ふやすと。税金を市民に還元するどころの話じゃありません。7,500万円あったら何ができるかな、安全・安心のためにも。自転車に限定してもいいですよ。何を優先すべきか。この5つをお聞きします。

まず1つ目、お答えください。いつどこで誰が言い出した話しか。その後、何回か話し合いがあったと思うんですね。経緯ですね。で提案に至ったと思うんですけど、その経緯を、まさか、よくわかりませんかとか覚えていませんなんていうことはないでしょうね、1億5,000万使うんですから。市民の税金を7,500万円借金するんですから、よろしくお願いします。1つ目を自席でお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） お答えいたします。

まず、一番最初に、どこで発案したか、誰が考えたかというところですが、ちょっと日にちまでは記憶がございませんが、調べればわかります。今ここではわかりませんが、はっきり調べればすぐわかると思います。長良川の河川敷でブランケットが完成したときに完成式がございました。そのときに、国土交通省のほうから集まってくださいということで、区長さん、そして自治会長さんも来ておられたかもしれませんが、そこへ私も伺いました。その中で、せっかくこれだけいいものができたんだから、何か活用できないか。それと同時に、これによって川辺まで多くの方々に来ていただける。そういったところから、私たちの瑞穂市は

水害のまち、それと同時に大きな一級河川、そういったものがございますので、市民の皆様がここに集うことができないのかということで、そんなところから、最初は自転車コースではなかったかもしれませんが、私の考えの中で、とにかくこの河川敷を利用したい。そして、ましてきれいに整地されてきれいな状態、なおかつ外に立派な護岸もできている、そのところで私自身が考えた部分でございます。ですから、あくまでも発案者は私でございます、それから役所のほうへ戻り、都市整備部、そして藤井政策企画監、さまざま相談をしまして、それから国土交通省のほうにも、そういったことができるんですかということも伺いに行きました。そして木曾川上流、大澤所長のほうにも伺いました。もっと極端に申しましたら、国のほうで全部の事業をやってくれへんかということまで尋ねたこともございます。そういったことの経緯で、順次順次いろんなところに相談申し上げながら、何とかやることはできるんじゃないかと。

それと同時に、先ほど堤防の天端のことがございましたが、この天端のほうも、松野議員さんはよく御存じだとは思いますが、統合排水機場の北側100メートルぐらいまでは天端が広がります。そこから南へ墨俣までは天端が狭くなります。特に事故の発生しやすいのは、その南のほうでございます。極端に申しましたら、大垣市に入る墨俣地区になる可能性もございます。そういったことも鑑みながら、執行部のそれぞれの担当と相談した次第でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 都市整備部と藤井企画監、国土交通省はここには見えませんが、あと副市長も多分同席なさったでしょうけど、皆さんも手を挙げての賛成だったのか。それから、その後の経緯ですね、経緯もお聞きしていますので。最初の相談のときにどのように皆さんの反応があったのか。あと経緯と、お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 今のその次のところから、公平なところで副市長に答えてもらいたい部分もございますので、副市長に一部バトンタッチしてよろしいでしょうか。

○16番（くまがいさちこ君） どうぞ。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 御質問が、市民のためにどのようになるか、また優先順位とか知名度といういろいろお言葉が出てまいりましたけれども、今、地方創生といいまして、人の交流をふやす、定住を促進するというのがあります。また、地域を活性化するという、いろんな名目で、こうした地方創生という事業が進んでおるわけでございますので、そうしたメニューがせっかくありますので、こうした提案を聞いたときに、岐阜市にはオリンピック選手の尚子ロードがあり、尚子ロードというのは全国に5つあるそうでございますし、平田町まで行きますと、先ほど言ったような公園がございます。水に親しむというところでは、以前もサッカー場とか野

球場とかいろいろあったわけですが、そうした一つの地点にならないかということで、この地方創生事業ということで考えたところがございます。

そして、先ほど来オリンピックということが出ておりますけれども、その場所を水に親しむマラソン、ウォーキングと、市民の人たちが集える場所になるだろうということも思っておりますし、税金とかいろいろ言われますけれども、確かにそれもあります。しかし、大きく将来を考えたときには、この瑞穂市にとっていろんなスポーツを考え、またみんなが健康で長生きをするという大きなメリットもありますし、知名度を全国に知らしめるということがあります。

また、全国では今、全部の市町村を並べると、若いまちということでは29番目でございますし、市だけでいいますと12番目という非常に若い活力あるまちでございますので、ぜひそういうことも含めて夢という部分もあってはいいんじゃないかということで進めてまいりました。

どちらにしても、まだこれから申請ということでございますので、できる限りのことはしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） くまがい議員の御質問にお答えいたします。

相談を受けた方ということの御質問でございますが、私どものほうのことにつきましては、市長、あるいは都市整備部長とかいろんな方々から御相談を受けて、何ができるかということ考えたものでございます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 先ほど市長が答弁いたしました5月にちょうど国土交通省の木曾川上流事務所が、この護岸の工事をやったという中で、朝に資料で見ていただいたように、これは国土交通省の工事の内容でございますが、堤脚部分の護岸についても、長良川のアユというところの、そこに配慮した自然に優しいというような格好の護岸をつくったというような御説明を伺った中で、でき上がりますと高水敷ですね、せっかく整地した中で瑞穂市でも有効利用できればというようなところは、河川管理者の占用の許可を受ければできるというお話を伺ったので、その整備については、そこにおられた区長さん等も、できれば有効利用できるといいよねというような発言もございまして、その後、サイクリングロードまでというのは、そこまではまだなかったもので、できるだけ有効利用したいというところで、私どもとしては、そこで国土交通省とはそれ以降、地方創生の拠点整備交付金というものを有効に利用できるという方法の中で、サイクリングロードの整備というところに移っていったというふうで考えております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） そうしますと、国交省を別としては、市長と、副市長と、藤井

政策企画監と、都市整備部長と、4人で最初始まったわけですね。ほぼ受け入れられてスタートして、別に紆余曲折もなく議会提案になったと受けとめていいわけですね。よろしいですね。異論も余りなかったようにお聞きしました。

となれば、市長以下お3人の責任というのは大きいと思いますよ。市長は素人ですから。行政側のトップとしてという意味ですよ。行政側のトップとしては本当に素人なわけですよ。だから、前の堀前市長もそうでしたけど、市長になると非常に税金を自分で、あの人は10億円、いきなり陸上競技場をつくらと言いましたけど、使えるという感覚になっちゃうんですかね。そのときに行政の360度を見回せる脇にいる方が慎重に慎重に考えて意見を述べて、その事業の妥当性を検討した上で出していただくべきだったと思います。

2番目に行きます。

市民は、ではこのサイクリングロードをどのように使えるのでしょうか。お願いします。

〔発言する者あり〕

○16番（くまがいさちこ君） 行政のトップとしては素人です。

〔「休憩」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 今、休憩動議が出ましたので、しばらく休憩をとります。

休憩 午後2時22分

再開 午後2時29分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

くまがいさちこ君に申し上げます。今後、発言には注意していただきますよう、注意を申し上げます。よろしゅうございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） わかりました。お騒がせいたしました。十分気をつけます。

それで2番目ですね。岐南工業と朝日大学のサイクリング部以外に一般市民がどのように使える計画なのか、お聞きいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） ただいまの一般の方々がどのように使えるかについてお答えさせていただきます。

今回のサイクリングロードにつきましては、市民の方々が御自由に使える場所としております。また、最近では、ぎふ瑞穂スポーツガーデン、この団体が瑞穂市内、あるいはその周辺の市町に住んでみえる小・中・高生を対象に年間10回ほど教室を実施しておりますが、その場所については木曾三川公園等まで移動している場合もございます。そういった方々に対しましても、この場所を使うことが可能となります。

また、メリットにつきましては、今のロード自転車につきましては、時速40キロが出ることになっております。その危険度につきましては、新聞記事に出ておりますが、ながらスマホの車並みぐらいの危険度がございます。そういったロードバイクを高水敷のサイクリングロードに持っていくことによりまして、堤防天端を利用される方々にとりましては、そういった危険性が減ることもメリットではないかと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 市民が自由に使えるというふうに言われましたけど、どの程度使えるかによって全然違うので、でも今そこを詰めることは時間的に、それから計画もしてないでしょうから、ちょっとそこは省略します。

だから、だったら初めから市民もこれぐらいの範囲で使えるという計画を示してくれないことには、岐南工業と朝日大学のサイクリング部のために、オリンピックにつながるような名前を上げるためにという御説明しか聞いていませんので、一般市民も使えますというのは一切なかったのが大変疑問ですが、そこは飛ばします。

それから3つ目に、市内の自転車、車椅子、シルバーカー、ベビーカー、子供の自転車ですね、小学生ぐらいまででしょうかね、大変危険です。随分私は要望も出しますが、優先順位だからといって、そういう箇所が速やかに改善されていない。今ここでも大きいところで3つぐらい上げられますけど、時間をとるからそれは言いませんが、優先順位ですね。自転車と今の事故、自転車の安全・安心の、一般市民のですね、その優先順位が余りにも違うんじゃないかと。市内の自転車、あとシルバーカーとか、ベビーカーとか、これについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今回申請しようと考えております地方創生拠点整備交付金というものにつきましては、未来への投資という観点から地方版総合戦略に位置づけられたものとなっております。ただし条件がございまして、ほかの交付金が活用できるものについては、この地方創生拠点整備交付金は充てられないという採択条件になっておりますので、ということから今回この自転車道については地方創生拠点整備交付金を充てたものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） つまり、今回のこの事業は、今度の国の交付税措置、これがもとなんですよね。初めからサイクリングロードをつくるという市の事業計画があったわけでもないし、もしこれを機にその計画があったとしても、じゃあ瑞穂市を自転車のまちにしようといつてふだんから、私これはできると思うんです、瑞穂市でなら。土手が多いですから、私よ

く土手をずっと走っていますが、秋も、春もとても爽やかで、そして原則車が来ませんから、とてもいい道路です。そういうことで、ふだんから自転車のまち瑞穂市にしようとか、または一般道路でも自転車、ベビーカー、シルバーカーその他に走りやすいまちにしようという政策に力を入れていた上で、その延長でこの事業を聞いたんなら、議員たちも、市民も、結構受け入れる素地が私はあったんじゃないかなと思うんですね。この辺のずれといいますか、ギャップといいますか、富士山でいえば下の裾野が何もないところにてっぺんだけ、富士山頂だけ立派にしようと、そういう税金の使い方や事業は、特に私たちは市民の代表として出てきていると、市民の皆様の賛成は得られるのかなという危惧を持たれてしまうとか持ってしまいます。という指摘にとどめます。

次に、4つ目に知名度を上げると。だけど、先ほど言いましたように、知名度ってあるんです、瑞穂市は。そういう知名度を払拭するために、何かいいことをやって知名度を上げたいというふうに思われたかどうか知りませんが、知名度知名度ということには大変違和感があります。瑞穂市は既に選ばれるまちですよ、選ばれているまち。人口がふえているまちですね、全国的に。だから、選ばれているまちなんです。私はこれは誇りに思っていると思うんです。だから、既に選ばれているという点で知名度があるわけですから、それにふさわしい整備をしていくことが肝心なんで、今から降って湧いたような事業をやって知名度を上げるということに多額の税金、借金をつくって税金を使うということはないように思うんですけど、この知名度についてどのようにお考えでしょうか。私の考えというのはおかしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今御質問の知名度についてお答えさせていただきます。

今回の事業の中には、サイクリングコースを5コース設定するというものも含まれております。これにつきましては、現在私どもの行っております穂積駅圏域拠点化構想の中で、瑞穂市内の3中学校、2年生520人にアンケートをとってみました。そのアンケートの中で、6割の人が瑞穂市を出たいと考えている、あるいは歴史、文化、特産品については余り知らないという人が9割もいる。そういったことから、瑞穂市内のよさを外だけではなく中にも示していくことが必要ということから、このような知名度を上げるべきかというふうに考えておるところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 知名度があっても出ていきたいと若い人が思うのは当然だと思いますよ。出ていきたいから知名度がないということにはならないんじゃないですか。若い人は、若いうちはいいでしょうか、自分の生まれ育ったまちから外に出て広い世界を見ることが本当に必要だと思います。ですから、出ていっちゃうから知名度を上げようって余り

に短絡的に考え過ぎじゃないでしょうか。そんなにそのことで焦ることは何もないと思います。わざわざ選んで瑞穂市に家を建てる人が、私もそうですしね、これだけ大勢いるんですから、そのことは誇りに思っているんじゃないですか。あとはまちづくりとして、今までここにずっと住んでいた人、新しく来た人が住みやすいまちにしていけばいいわけで、今言ったような出ていきたいから知名度を上げようというのは、ちょっとジャンプし過ぎじゃないかなと思います、考え方として。

最後に、借金ですよ、7,500万新たに借金をつくり、そして国の交付税もまたまたふやしたら借金ですよ。こういうことで、今必要かどうかわからない、そして市民に還元しにくいとか、そうだなできるなというふうに思えない事業をすることについて。借金をつくっても、必ずこれは市民に還元できればいいと思うんです、私、将来にわたって。それがどうもそう思えない事業をやることについては、どう思われますでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、くまがい議員が言われた中で、このまちというのは非常に若いまちで活力があるまちだと考えております。いろんな事業が突如出てくるというのは、言われるとおりの部分がございます。富士山のように積み上げて計画的に、そしてすばらしいまちをみんなで作っていくというのが基本だろうと思います。今回はそうした中に、この瑞穂市にはいろんな原石になるものがございますので、それを一つでも磨けるものがあつたらということ、地方創生というこうした事業があつたということで、一つのいい機会ではないかということも踏まえて検討したわけでございます。よろしく御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 前半と後半が大変矛盾していた御答弁かと思いますが、結構でございます。ほかの方にバトンタッチしたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 堀武、79号、瑞穂市一般会計補正予算について御質問をさせていただきます。

今までの議員の御質問からわかってくること、さっき松野議員が言われたように、やることがあるじゃないか。例えば市の特産である柿をどうするのか。極端なことを言えば、800万維持管理にかけるぐらいなら、さっき冗談で言っていたんですけど、銀座の東京の真ん中で展示場をつくってアピールする。発想を変えたようなことをすべきことで、河川敷のロードの面で、これに安全と言っているけれど、この堤防の一番下のところ、河川改修で、見てみてない

けど恐らく深いと思います。これに子供さんらが落ちたらどうするの。そうでしょう。何も考えてない。自転車で、三輪車でここで遊んで落ちたらどうするの。何もあれよ、してないでしょう。この段の下。深さがどれぐらいあるかしらん。少し水が出たときにどうするの。だから、安心・安全なものといって、さっき松野議員が言われたように、上の段で責任を持つのは誰。そうでしょう。やっている人が責任を持って、弱者のほうで責任を持つような形の答弁、市長の発想、違うでしょう。

水の問題でも言うけれども、例えば今、牛牧の五六川の親水公園だけれども、あそこなんかずっと下のほうまで河川敷、あれでしょう。だから、そういうところの水辺で子供らが遊べるように、あれから全然やってないでしょう。あそこそ巢南と穂積のちょうど真ん中で、上流は湧き水等できれいなんですよ、すごく。途中から汚濁になって汚くなっているだけで。考えなきゃならんことが多分にまだあるのに、思いつきの発想で国の補助予算がつくということでやること、これに関して質問するわけではなく、総括的な形でのお願いと答弁をお願いしたい。

棚橋市長になって1年半過ぎていますが、こんな問題がある補正予算はありません。まさに1年半でこんな状態とは考えも及ばないのであります。先ほどから質疑になっているオリンピック候補選手による地域活性化事業もそうですが、私には体育振興基金を取り崩す必要性が理解できませんし、さらにこの補正予算には教育委員会が4月から巢南庁舎3階に移動する予算も含まれています。この補正予算には反対をせざるを得ません。

この3点に共通する点は説明不足です。松野議員が言われたように説明がない。くまがい議員も言われた、本当に説明がない。独善的であり、極めて密室的であり、根拠に欠けることです。そして、議会、市民の意見を聞くこともない、全体を見たものでもない、極めて特定だけの狭い視野で行われているのであります。さっき言われたように、市民の意見を聞いたかという質問に対しても答えていない。この補正予算の編成に当たり、編成責任者は企画部長であり、今回の編成に当たり問題点はないと考えているのか、見解をお聞きし、簡素にお答え願いたい。

なぜかという、体育協会は補助金団体で1,300万の補助を受けています。そして、補助金に対する限度額は1,350万とうたわれております。それに100万の補正を組むということ自体が、もうオーバーなんですよ。こんなこと根拠を何にして。ただし、市長の決裁、市長に認められた云々はうたわれているけれども、むちゃくちゃ。そのようなことで少し企画部長、答弁願います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの堀議員の御質問にお答えいたします。

体育協会の、今、補助金の上限についてという質問に対しましてでございます。

確かに体育協会の補助金の上限予算との関係がございまして、基金の100万円取り崩しの部分をそこに宛てがうということで一つにしてしまうと、上限を超えてしまうということは理解

しているところでございます。

そういった中で、先ほど堀議員も言われましたように、別のところで市長が認めるものというところがございますので、そういった体育協会の枠ではない市長が認める項目において、可能であるというふうを考えております。

体育協会に関する関係の先ほどの補助金のもとの基金ですね、基金の300万円の経緯が過去にもいろいろあったかとは思いますが、今回、取り崩しをしたいという旨で、その市長の認めるものというところで補助金を出していかなければならないというふうには考えております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 堀武君。

○13番（堀 武君） 企画部長の答弁はむちゃくちゃ。300万のお金の件ですけれども、これは監査役から出ている、これはまだ一般質問でしますから、ここでは言いません。じっくりとこれに関してします。なぜかという、この件に関しては非常に不明瞭な点がある。その不明瞭の点を市長の権限で100万出してくれるかという出ること自体が非常に問題。だから、私自身は今の件も含め、それから教育委員会の件もそうですけれども、本当に3階の一部でいいのか、全体のことか、それとも監査しているように1階に動いて上に上げるべきなのか、いろんなことを検討したのか、全然検討してなく出てきている点が多分にある。その辺のことを含めてさせていただくものですから、答弁は結構です。十分に一般質問でお伺いしたいと思っております。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居君。

○4番（鳥居佳史君） 議席番号4番 鳥居佳史です。

議案79号について質問をします。

オリンピック候補選手による地域活性化事業、松野議員、くまがい議員、そして堀議員が質問されました。総じて一番のポイントは、本当に瑞穂市民が望んでいるか、また聞いているかという点ですけれども、まず市民の人に市長はこの件について聞かれましたか。何人ぐらいの人に、そしてその感触がありましたら、まずお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 何人かの市民の方、そして大学の関係者、それからぎふ瑞穂スポーツガーデンの方、それぞれ聞きました。率直に、一般の市民の方々はなかなかぴんとこないというのが現実でございました。ただし、河川敷を利用するという点については、このことに限らない場合の興味は示してもらいました。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 正直、一般の市民の方は関心を持っておられない。ほとんどの市民の方はそうですね。私も、10人とは行きませんが聞きました。皆さん、何でそんなのが要るのという声です。

市長は現地を見て、堤外地のコンクリートの天端を、これは有効利用しようとすぐ思われたようですけれども、市長は日ごろ何を考えておられるんですか。今、瑞穂市ですべきことは、もっともっと今すぐにでも潤沢な予算があればすべきことがあるでしょう。そういうものが頭がないんですか。そういう意味で非常に残念でした。そういうものを見て、これをすぐ整備しようという、そういう発想になること自体に非常に残念でなりません。

そして、この活性化事業のところに目指す姿というところ、これが多分なぜやるかという理由だと思いますけれども、これを1つずつ確認していても、市民の人がどれだけそうだなと納得できるものがありますか。全国レベルの大会開催、ランドマーク化、地域ブランド創出、既に議員の方が質問されておられて、ほぼどういう結果になるかというのはわかっておると思いますが、1つ、オリンピック候補選手育成、これが地域活性化になるとおっしゃいました。具体的にどういうイメージで地域活性化が起きるか、お聞かせください。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） オリンピック候補選手の育成というところでございますが、せんだっての金藤さん、あのときに皆さん方から市民栄誉賞を贈ったらどうやというところで、皆さんがすごい一つに固まりました。それと同時に、必ずやオリンピック候補、こういった方々、また選手の方々には大きなストーリーがございます。例えば金藤さんには辛抱強く辛抱強く自分の目標を逃さず最後まで頑張ったという、そういった彼女の持っていたポリシーですね、そういったものが私たちのまちの小学生・中学生、そういった方々に伝搬していけばいいなと思っておりますし、なおかつこのまちに対して考えております考え方としましては、共同住宅、そして集合住宅、こういったところから引っ越してこられる方、幾分以前よりは比率が少のうなってきたております。マイホームということで、私たちのまち、このまちを理解して、ここにマイホームを求められる。ということは、長い間住み続けたいということで来ておられます。そういったことで瑞穂市が選ばれている。その中にありまして、このまちが非常に皆さんがどこに行くにも便利、それと同時にある程度常に活性化しているにぎわいのまち、そういったまちにつくってあげることが、このまちに引っ越してこられて住宅を求められ、当然ローンも組んでおられます。そういった方々に、このまちだからよかったねと思えるような、そんなまちづくりをしていきたいと私は思っておりますし、今回、またそういったことからちょっと冊子のほうもつくらせていただいたんですが、まさにこちらの冊子のほうも、また後日配付させていた

でございますので見ていただけるとありがたいと思っておりますが、ぜひともごらんいただけるとありがたいと思っております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） オリンピック選手の育成がなぜ地域活性化にとお聞きしたんです。最初に金藤選手の話が出ました。頑張ったことを子供たちに伝えたい。そこから先は全く地域活性化と話が違いますね。もっと具体的に言ってくださいよ。何で地域活性化になるんですか。地域活性化とはどういうことかも含めて。私は今の答えでは、何でオリンピック選手育成が地域活性化に結びつくのか全く理解できません。もう少し具体的にわかりやすく教えていただきたい。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） この活性化ということにつきましては、非常に物差しが当てはめにくいという部分はあると思いますが、元気のあるまち、そういったことが私は値してくると思います。そういった中であって話題がある、やはりこれも一つかなと思います。その中であってまさに、オリンピックに限らずスポーツの選手がいる、そういったことも地域の活性化になりますし、なおかつこの人たちを守ってあげたい、この人たちを育ててあげたい、そういったことで市民の方々が燃え上がる、そういった一つの目標で燃え上がる、これも活性化だと思えますし、常日ごろいろんな意味から活気のあるまちづくり、まずこれが活性化だと思っております。

もちろん、鳥居さんのおっしゃられる意味もわかります。でも、活性化というのは観点がさまざま、千差万別だと思います。鳥居さんの望まれるお言葉、どこかでは接点があるかもしれませんが、でも、それぞれの活性化という意味合いは違ってくると思います。例えば駅周辺の活性化も当然中に入ってまいりますし、例えば駅の中でも、極端なことを申しましたら、誰もここにとどまらないからここは活性化されてないんじゃないかということと言われる方もおられるかもしれません。ホテルがないから活性化されてないんじゃないかということと言われる方もおられるかもしれません。そういったさまざま、活性化という物差しは随分それぞれによって違いもございますし、また逆に、ああそうだねというふうでうなずける分も多々あると思いますので、そういった意味合いにおいて、鳥居さんのおっしゃられる活性化と私の活性化はどこか違っていても、どこかではまた接点もあると思いますので、そういったところから決して間違っていることを言っているんじゃないということだけは御理解いただきたいと思えます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 鳥居佳史君。

○4番（鳥居佳史君） 地域活性化というのは、まちづくり、住民自治、住んでいる人たちが瑞穂市に住んでいてよかったというのは、住民自治が自分たちの住みやすい、住んでいてよかつ

たという、この部分でしょう。それが多ければ、このまちは活性化している。スポーツをやっている人が多い、そういうことじゃないでしょう。地域自治で一番大事なことは住民自治ですよ。住んでいる人たちが、自分たちの今後の生活、子供の学業、親の働き、コミュニケーションの度合い、こういうものが高まって地域活性化できるんじゃないですか。

今のお話の中で、まちづくり、住民自治という視点がなく地域活性化が考えられるとしたら、私は大きく誤った方向に行くんじゃないかと思いますね。ぜひまちづくり、住民自治という視点で、いかにしたら住民の人が住んでいてよかったと。

サイクリングについて、どれだけの人がこの瑞穂市で楽しんでおられますか。例えば静岡の藤枝とか、ああいうところでサッカーをずうっとずうっと小さいころからやっていると。長く長くつくり上げてきた中でサッカーをまちづくりの拠点にする、これは住民の多くが納得して、それでやっているわけです。突然降って湧いたサイクリングロードをつくってというのは、先ほどの数人の方ですけれども、それ何やという話です。根本的なところで、どうしたら地域活性化になるかというのをぜひ考えていただきたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 議席番号15番 若園五朗。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を行います。

議案第79号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の25ページのオリンピック候補選手による地域活性化事業について、自席で質疑を行います。

先ほどから各議員が質疑しておりますので、端的にお伺いします。

地方創生拠点の整備交付金の基本的な考え方ですね。今回、補助金申請をするのに、どういう基本的な考え方で補助金をもらっているかということについて、藤井政策企画監にお尋ねします。

基本的な考え方、それと整備方針は、今回そういうようなサイクリングロードを出すについてのどういう手順でもって出されたか、お伺いします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 若園議員の御質問にお答えさせていただきます。

地方創生拠点整備交付金につきましては、未来への投資という観点から地方版総合戦略に位置づけられ、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な事業に必要な施設の新設、改修を支援するものというふうに位置づけられておりますので、今回のオリンピック候補選手による地域活性化事業についても、瑞穂市が自主的・主体的に実施する先導的な事業というふうに考えておるところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今回、この地方創生の政策5原則の一つの交付申請についての項目があると思うんですが、今回、このサイクリングロード、例えば当該施設の利活用に係る適切かつ具体的な重要な業務の評価と設定をしているか、事業効果は本当にあるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 若園議員の御質問にお答えしたいと思います。

今回、地方創生拠点整備交付金につきましても、地域再生計画というものを立案しなければなりません。その中に地域再生計画の数値目標というものを設定して、それを目標に進めるものでございます。今回のオリンピック候補選手による地域活性化につきましては、オリンピック候補選手ということから交流人口、あるいは交流する人の客数を目標としております。具体的には、目標値ではございます平成31年にございましては8,000人の増加を目標として定めているところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 今、政策企画監が御説明されたことにおいては、事前に議会に資料としていただかなければ、この間の全協の資料、きょうの資料では全然理解できません。もうちょっと議会説明できる資料をちゃんと出して、それから全協にかけて議案提案してもらわないと、こういうような事態が生ずることと私は考えております。

その中に、今言っている地方創生拠点整備交付金の中に、利活用の方策が国のほうから指針が出ているわけでございます。その中には、平均所得の向上、そして雇用の創出、あるいは生産額の増加、生産性の向上、移住者の増加及び出生率の向上、こういうのを一つの施策として地方がしっかり、今言っているローカル・アベノミクスがやろうとすることなんです。今回の各議員が言ったことを含めて、本当に国の施策で、この地方交付金がもらえるか。そして、いろいろ言われたんですけども、1億4,000万も使うんでしたら、もっと中山道の整備、生津、本田、美江寺、田之上、巢南中学校、呂久、そういう瑞穂市の背中に財源をしっかり使うことが、要するに市民の税金をうまく活用なんです。それは執行部も知恵を出し、議会も知恵を出しますので、具体的にはそういう端的に短期間に出すこと自体が、すごく私は疑問に思います。

時間もございませんので、あともう少し質問させていただきますけれども、今回、交付金は、先ほど説明がありましたように、1月4日から5日に申請する、内示は2月上旬ごろになると。そのころに、まだ今の段階では、この財源を見ると、交付税が7,400万つくという、あたかも

もらえるような予算の出し方をしてみえます。学校施設整備の整備交付金がつくつかないとはまた別の話です。

そういうことを踏まえると、先ほどの話に戻りますけれども、議会にもっとしっかり説明責任があります。私たちは棚橋市長を支える、そういう議員でございますので、しっかりある程度本音を議論させる、そういう場を持ってほしい。こういうことを二度と繰り返さないような形が私は重要だと思います。

副市長にお尋ねするのですが、今のこの時点で国の財源がつかない場合、やるつもりかどうか、再度答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） これだけの事業でございますので、何とか交付金事業ということで補助金がつくように努力したいとは思っておりますけれども、そうしたことが少し難しいということであれば、きっとこの事業としては、また将来的にも御理解いただける部分があるかとは思いますが、今の事業として今の時期にというのは難しいかなと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

○15番（若園五朗君） 私がもし逆の立場であれば、ある程度内示が来た段階、そして来年の2月か3月になるか臨時議会があります。そのときに、内示があった時点で要するに補正予算の追加上程をしてくる。非常に手順が、議会側とした場合、もうちょっとイレギュラーかな。逆に言えば、2月、1月にもう少し基礎資料を出して、ランニングコスト、そして地元説明、そして1億4,940万が、長良川の外堤と言うんですかね、要するに長良川の中につくって、市民がその税金を成就したやり方かと。金華橋、忠節橋を見てください。あそこは河原があって中段のところがあります。ここはあくまでも河原があって土手がある。松野議員が言いましたが、大水がすぐ乗ったらどうなるんですか。維持管理がかかる。先ほどの3万平米の中で900万という年間維持管理がかかる中で、本当の稼働率、もっとやるのが僕はあると思うんですね。そうなれば、総合計画の29ページ、そして30ページ、31ページの中に瑞穂市の総合計画における重点施策が載っております。この中にサイクリングロードなんて全然要するに項目もないです。あるとすれば、地域資源のブランドの創出、あるいは観光、新たなにぎわいの創出なんですよ。瑞穂市民は、むしろそんなことじゃないんですよ。治水、防災、都市基盤の駅周辺の活性化、下水、高齢化福祉の地域活性化ケアの構築、そして総合計画の財政運営の中に行財政の評価、組織体制、公共施設の整備、広域行政、こういうことが議会ですっかり議論してやるべきなんですよ。全協にしる、きょうの2つの資料だけでは全然説明不足であり、もっと根拠ある資料を出さないと、これは私は難しいと思います。

最後になりますけれども、この中に今言っている28年度予算は、当初予算168億、その中に

基金から繰り入れておるのは9億、そして借金したのが12億で28年度予算をやっています。平成23年度は財政力指数が0.8、今は0.77。これだけ国の財源を使っておる。そして、それだけ基準財政需要額がふえておるということなんです。その分が市町の要するに税金を使っていくんです。たまたま人口がふえておるので全体的なバランスはとれていますけど、財政の基本がしっかり執行部に把握してもらうことが大事だと思うんですね。議員もみんな、そういうことを含めて一般質問をしっかりと今しておるんです。そこを含めて、とにかく聞く耳を持つ。1個でもきょうの言われたことをしっかりとお互いに議員も聞く耳を持ち、執行部もそういうことで予算を提案してもらいたいと思います。

最後になりますけれども、早瀬副市長、総括に答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 私どもの目指す姿というものは、先ほどから説明しておる部分がございますけれども、この瑞穂市を少しでも活力ある元気なまちにということで、こうした地方創生という事業の中で検討してはどうかということで提案させていただいておるところでございます。また、河川の高水敷をうまく活用するというのも、市民にとっては非常に親水の機会を捉えるということ、そしてから健康の維持ということで、非常に素晴らしい場所だと思っておりますので、できる限り皆さんにまた御説明を差し上げてというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番の日本共産党の小川理でございます。

2つありますけれども、時間もありますので、まず1つですけれども、先ほど来論議になっております長良川右岸のサイクリングロードのことなんですけれども、これはいろいろ議論がありましたけど、市民の皆さんの視線に立ってみれば本当に大きなギャップがある事業だなと、こういう事業はふさわしくないというのが、いろんな皆さんの質問をお聞きしておりまして、今、改めて痛感をしておるわけなんですけれども。

もう1つ私、この場でぜひお伺いしたいと思いますのは、今の朝日大学の学生、自転車部の人たちのことでいいますと、あそこに練習場ができて、将来のオリンピック選手になるぞと、なれるぞと、そういう環境をつくるという点では、それは一つの理屈ではありますけれども、しかしそこで考えていただきたいと思いたいのは、朝日大学に通う多くの学生、あそこにどれだけのおられるか考えてみたらわかると思っておりますけれども、ああいう学生の皆さんにとって、勉強するために奨学金を借りて本当に苦しんでおられますね。大学卒業して何百万という借金を背負わなきゃならんという状況があります。これは、そういう借金を背負っていく中

で、なかなか安定した仕事にもつけない、そういう中で借金も返せない、奨学金も返せない、結婚もできへんと、子供を産めへんと、そういう状況があるわけですので、私はきょうのテレビを見ておりましたら、豊橋市、大分瑞穂市と規模が違いますので同じというわけにはいきませんが、これは何をやるかということで報道がありましたので、ちょっと御紹介をしたいと思っておりますけれども、今、国が給付型の奨学金制度を検討していますよね。給付型というのは、返さなくてもいいという奨学金なんですよね。じゃあそれに対して豊橋市はどうするかといいますと、国がやろうとしていることに対して評価できるけれども、しかし国がまだできないところを市が支えて、そういう若い人たちに奨学金の制度をつかっていきたいと、豊橋市がそうやって考えておられることがきょうテレビでも報道されておりました。

そういう点では、多くの学生の人たちが、何を考えて、何かを悩んで問題になっておるのかと。そういうことを考えたら、この事業が果たしてふさわしいのかということだって、私は答えがはっきりしておるんじゃないかなあというふうに思いますけど、これは優先順位が私は違うと思っておりますけれども、その点ではいかがお考えですかと。ちょっと答弁をお願いしたいと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 今、御質問がありましたが、地方自治というのは、一番基本はバランスのとれた地方自治というのが基本だろうと思います。そうしてから、積み重ねというのが一番基本だと思っております。そうした中にも、それぞれの資源をいかに生かすかということもあるときは必要かと思っておりますので、そんな中での今度の御提案でございますので、そのあたりも含めまして御審議をいただければと思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、朝日大学の学生の人たちがこんな状況じゃないかなあというのをお話ししましたが、子供の貧困は6人に1人やということを言われますよね。本当に今、行政が、地方自治体がやらなきゃならんということは、例えば保育所の待機児童のこともそうですよね。それから、この間私もあそこのサンシャインホールに行っておまして勉強させていただきましたけれども、シンポジウムがございました。それで、その中でこういう話もあるシングルマザーの方が言っておられたんですね。例えば学校給食費が払えないという子たちは、給食の時間になるとおらんようになるというね。これは瑞穂市はあるのかないのかわからないけれど、そこまではよう言わないけれども、しかし本当にそういうことだってあるわけですよね。報告がありましたけどね。つまり、子供のうち6人に1人が貧困だと言われる中で、こんな思いをさせておっていいのかと。そういうところにこそ市民の皆さんの税金を使わなきゃならんということは申し上げておきたいなと思っております。

そこでもう1つお伺いしたいんですけれども、この補正予算の中で民生費のことで、節19の負担金補助及び交付金のところがありますね。私は議案説明のときにもお伺いしましたが、私立保育所施設整備補助金、これが9,195万6,000円減額だとなっておりますけれども、この事業とはどういう事業なのかと、しかもどういう経過でこれを減額するのかということについて、改めて答弁をお願いしたいと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これにつきましては、清流みずほの保育園が、今、瑞穂市は待機児童が出ているということで、清流さんとしても待機児童を解消するのに役立ちたいということで、38人未満児を受け入れる施設として増築したいということで国のほうに申請するという前提で、この補助金を設定しました。しかし、その後いろいろ設計をする中で計画の見直しということが出てきて、今回、平成28年度は見送って、新たに平成29年度に申請をし直すということで、今回減額するものです。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 議案の説明のときにはこんなことをおっしゃってございましたけれども、本来補助金につかない計画まで含まれておったということですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 会派説明のときにも少しお話ししましたけれども、非常に予算規模が大きくなっていて、それに対して補助対象になる要件は決まっております。それを超えて事業申請をしていただいても、決まった額の補助金以上は出せないというところで、いろいろ話があった中で、今回、事業の見直しをされたということで、今おっしゃったとおりだということとです。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今回、12月の補正予算に出してこられていますが、減額ということとでね。これは、いわば減額をしなきゃならんということがわかったのはいつですかね。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） これは、正確な日にちはあれですけれども、9月議会の多分最終のころに清流のほうからお話があって、まだ見直しをしているというお話をいただいております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、教育委員会として、あるいは瑞穂市として公立保育所から民営化と

いうことを言われますけれども、こういうこと一つ見てみましても、本当に大丈夫かというふうなことを思わざるを得ないと思いますけれども、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、議案第79号、一般会計補正予算の中の先ほど来多くの議員の皆さんが御質問をしておられるオリンピック候補選手による地域活性化事業のハード1億4,940万、またソフトでの300万においての中での事業についての質疑をさせていただきます。

先ほど来多くの皆さんがいろんな多方面から御質問をされましたので、私のほうも重複する部分であるやもしれませんが、少しだけ観点が違う方向からの質問ということで質疑をさせていただきます。

1点は、まずランニングコストが年間900万ほどかかるという中での、今後5年、10年、15年と考えるならば、900万が何億という金額につながっていく事業であるということですね。その中で、この整備を行おうとする隣接する県道千本松原公園自転車道線というのが県道であるわけなんですね。県道であるのであれば、道路管理者である県が、安全・安心なウォーキングができないということであれば、整備する、また検討をしていく必要があるのではないかとという1点。

また、先ほど来、市長が瑞穂市を売っていきたい、売り込んでいきたい、知名度を上げたいとおっしゃられる中では、鳥居議員もおっしゃられましたが、私はまず知名度を上げるということは、瑞穂市を多くの方々に、瑞穂市というまちがどこに位置し、どんなようなまちづくりをしているのかというようなことであるのかなあと考えますが、売り込んでいく、売っていく、また知名度を上げる、なお高めるということではなく、市民の暮らしやすさ、また幸福度・満足度を高めていくということに、その知名度が上がるということがつながっていくかというのは、また違うものではないかと考えます。

また、もう1点は、これは市道である道路管理者である市長、また通学路を監督・所管される教育長にお尋ねをさせていただきますと思いますが、先ほどの県道の接触事故等が起きて安全・安心なウォーキングができないということであれば、まだまだ市内の中には、通学路のみならず生活道も含めて、主要道路も含めて、歩車道が分離されていない、また人と自転車が混在する大変危険な道路がたくさんございます。これは道路管理者である市長、または瑞穂市行政の一番の監督・責任のあるところであると思いますし、通学路を所管されておられる教育長、このような道路が多くある中で、県道のウォーキングの安全・安心を先に整備することが市民の、先ほど申し上げた暮らしやすさであったり、幸福度・満足度を高めるものにつながるのか

ということに私は理解ができませんし、疑念を思うところでございます。その点についてお伺いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 私のほうから森議員が御質問なされた第1点目のことについて、お答えさせていただきます。

今回、県道でございます長良川サイクリングロード、県道岐阜千本松原公園自転車道線でございますが、先ほども申し上げましたとおり、ここについては自転車歩行者道となっております。そういったことから、自転車及び歩行者については自由使用でございますので、県のほうとしてはそこで満足していると考えているということから、これ以上の手当はないというふうに私は思っておるところでございます。

○議長（藤橋礼治君） 教育長。

○教育長（加納博明君） 先ほど森議員の御質問の通学路のことについてお答えさせていただきます。

私、4月から就任させていただいてから通行の、通行というのはもう少し数が少ないんですけど、小学校PTAのほうから要望活動をいただいております。その中でも通学路についての改善等ございます。それから、私きょう、お昼の1時20分まで時間がたくさんございましたので、市役所から友愛ロードを端まで歩き、朝日大の裏からマックというハンバーガーショップの裏から北へ上る道が穂積小学校の危険な通学路だという相談がございましたので、実際どんなところかというのをずうっと自分の目で見ながら歩いてまいりました。ここを朝、裏道で使う車がおると子供は危ないなというのを感じながら様子を見ていたんですけど、そういったものにつきましては、教育委員会の立場としましては、子供の安全というのはいはひ守ってほしいものでございます。

そういったことについての整備については、通学路の安全等を考える委員会等があるんですが、そこでの今までの審議の仕方等を反省しながら、予算等使えるものを考えていきたいということを今思っておりますので、またそれについては具体的な資料が今手元にはございませんので、答えさせていただくところで答弁とさせていただきますようお願いしております。

ただ、私も教育委員会ではありますが、執行部の一員でございますので、県道等のそういった整備のほうについては、市の全体の中での考えに賛成するということで、今の事業については進めていく方向で執行部の一員として考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） ありがとうございます。

まずは藤井政策企画監におかれましては、私、ちょっと聞き逃したかもわかりませんが、こ

これは自転車歩行者専用の県道で、県が管理している県道ということでございますので、今のままで何らこれ以上の整備をする必然性はございませんという意味合いでよろしかったと思いますが、そのとおりであるかと思うんです。これは、先ほど私、あえて政策企画監にお伺いしたのは、接触事故等があるのは、先ほど来松野議員が質問をされましたが、これは使う側同士の、利用する側同士の事案のことであって、そのルールの中でしっかりと安全確保をしていただくということで、県道として今、千本松原自転車道線ですね、これをそのような利用の中で使われておるといふことであれば、県としてはそれ以上のことはない、それは理解できることでございますので、それを瑞穂市が接触事故があるからというように一つの理由づけをされるのはいかがなものかということで御質問をさせていただきました。

また、教育長におかれまして、通学路の安全性はしっかりと今後も確保していきたい、その整備を進める必要があるという御認識はわかりました。これは少し新聞で、11月29日に新聞で掲載された書面でございますが、通学路の安全確保を求め通知ということで、少し読ませていただきますが、登校中の小学生らが通学路で被害に遭う事故が相次いだことを受け、文部科学省は通学路の安全確保を求める文章を国土交通省、警察庁と取りまとめ、28日付で都道府県教育委員会などに通知した。文科省によると、ことし3月時点で歩道の整備や信号の設置といった安全確保の対策が必要とされている通学路は約5,500カ所ある。文章では、こうした場所で速やかに対策を実施することや、対策に時間がかかる場合はボランティアによる見守りなどを促したと掲載されておりました。

これは3年ほど前から、子供たちが通学路の途上で事故に遭い、とうとい命を失うというように相次いだことにより、全国的に通学路をもう一度点検するという取りまとめたのが、この記事の内容であるかと思えます。

そんなことも含めて、今回の地方創生による交付金を活用するというだけで考えれば、私、県の補助金事業、また国の補助等をしっかりと活用して、この瑞穂市を今以上に市民のために、また地域のために、そのようなものを活用していくというは何ら異論がございません。ただし、ランニングコストが先ほど来のお話でありましたように900万年間かかる、また雨が降って、そこが浸水することに至ったときはもっとも費用がかさむのではないかとことを考えますと、それは毎年毎年、そのサイクリングロードが存在する限りかかっていくものであるとするならば、国の交付金、また補助金等でできることではないという前提のもとであれば、もっとも優先順位の高い事業を推進する必要がある、それは市内の決して安全・安心と言えない通学路、また通勤に使われるような主要道路、また日常生活を高齢化社会においてもっとも高齢者の皆さんが安心して安全に地域を散策できる、またウォーキングできる、散歩できる、また買い物等に自転車、歩行して生活できるような生活道路において、整備することが必要ではないかというようなことで考えております。これについて市長、お考

えを総合的にいただけたらと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） きょうはさまざまな御意見を頂戴いたしまして、本当にありがとうございます。この後、委員会の付託、その中にありましてまたさまざまな議論も出ようと思いますし、また皆様方の御意見をお聞きした上で、この議案をどうするかということも含めまして考えていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） そのほか質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

議事の都合によりまして、しばらく休憩いたします。3時50分から再開をいたします。

休憩 午後3時39分

再開 午後3時52分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第9 議案第80号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第80号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第81号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第81号平成28年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第82号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第82号平成28年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第83号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第83号平成28年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第84号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第84号平成28年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第85号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第85号瑞穂市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

最初に75号のところで申し上げましたが、職員と議員と常勤の三役について、どれくらい年間予算を使うか、アップすることについてですね。総額が出るとお思いますので、お知らせください。お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えいたします。

職員の関係ということでございますが、内容的には今御指摘のように、議員、三役、そして職員ということでございますので、人事院勧告によりまして、議員にあらまはしては60万円弱という金額が増額となるということでございます。また、三役にありましても25万円弱のアップと。また、職員にありましても1,800万円超ということで、合わせまして1,900万円超の金額でございます。1,925万円ほどを積算しておるものでございまして、今回のベースアップ分がこの金額となります。以上でございます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第73号から議案第85号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第73号から議案第85号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第15 請願第2号について（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 日程第15、請願第2号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり現行制度継続をはかるなど慎重審議を求める意見書」の採択を求める請願を議題とします。

本日まで受理した請願は1件です。

会議規則第142条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第16 発委第9号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（藤橋礼治君） 日程第16、発委第9号議会基本条例推進特別委員会設置決議についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 広瀬武雄君。

○議会運営委員長（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、議会基本条例に伴います発委第9号議会基本条例推進特別委員会設置決議につきまして、その提案者としての趣旨説明を申し上げます。

まず、その主なる理由は、議会基本条例第13条に規定する推進組織として、議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究を理由とするものであります。

なお、委員会を設置する内容につきましては、お手元の資料のとおり、1. 名称は議会基本条例推進特別委員会、設置の根拠は地方自治法第109条及び委員会条例第6条、目的は、先ほど申し上げましたが、議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究、委員の定数につきましては17名、ただし議長を除く17名という内容でございます。

以上のような内容で、瑞穂市議会会議規則第13条第2項の規定により提出するものでございますので、議員の皆様方には慎重審議の上、何とぞ御承認賜りますようよろしくお願い申し上げて、趣旨説明とさせていただきます。以上です。

○議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りをいたします。発委第9号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発委第9号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第9号を採決いたします。

発委第9号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤橋礼治君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

引き続き特別委員の選任を行います。

お諮りします。特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をしました。

これより、議会基本条例推進特別委員会委員長及び副委員長の互選を行いたいと思いますので、議員会議室にお入りをいただきます。

なお、年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、しばらく休憩をいたします。

休憩 午後4時05分

再開 午後4時26分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議会基本条例推進特別委員会委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告をいたします。

委員長に庄田昭人君、副委員長に広瀬武雄君。以上のとおりでございます。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後4時27分